

平成 2 8 年



清掃事業概要



本 編

福 井 市

目次

第1章 総説

- 1 福井市の概要・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 自然条件・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 社会条件・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 組織・人員・施設等

- 1 環境事務所機構・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 事務分掌・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 職員配置・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 車両配置・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 清掃関係予算・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 処理施設・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 ごみ減量・資源化事業

- 1 ごみの減量・資源化・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 資源物処理実績の推移・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 資源回収拠点事業・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) 生ごみ・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 意識啓発・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (5) 事業系ごみ対策・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (6) 指定ごみ袋・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 ごみ処理事業

- 1 ごみ処理の実績・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (2) ごみ処理実績の推移・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (3) 燃やせるごみの処理実績・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (4) 燃やせないごみの処理実績・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (5) ごみの組成調査・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (6) ごみ質の分析・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 ごみ収集の体系・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (1) 家庭系ごみ収集・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (2) 事業系ごみ収集・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (3) ごみ収集状況・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 ごみ処理の体系・・・・・・・・・・・・・ 34
- 4 ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・ 35

第5章 環境美化推進事業

- 1 美しいまちづくりのために・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (1) あき地等の清潔保持・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (2) 都市環境の美化・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (3) 動物（犬・猫等）死体処理・・・・・・・・・・・・・ 41
 - (4) 不法投棄対策・・・・・・・・・・・・・ 41
 - (5) 野外焼却の指導・・・・・・・・・・・・・ 41

第6章 関係資料

- 1 一般廃棄物の収集処理手数料・・・・・・・・・・・・・ 45
 - (1) 粗大ごみ以外の一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・ 45
 - (2) 粗大ごみ・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 収集運搬業者・・・・・・・・・・・・・ 47
 - (1) 委託業者・・・・・・・・・・・・・ 47
 - (2) 許可業者・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 清掃関係の法令及び例規・・・・・・・・・・・・・ 50
- 4 廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・ 52
- 5 資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画・・・・・・ 54
- 6 一般廃棄物処理実施計画・・・・・・・・・・・・・ 60
- 7 清掃行政の歩み・・・・・・・・・・・・・ 69

第1章

総説

1. 福井市の概要

(1) 自然条件(位置と地勢)

福井市は、福井県の県都で、県の北部、福井平野の中央に位置しています。

市の西方は国見岳を隔てて日本海に面し、海岸線は岩石美で名高い越前加賀海岸国定公園となっています。北方には坂井平野がひらけ、坂井市と隣接しています。東方には吉野岳を越えて永平寺町や勝山市、大野市などの奥越山地に連なり、南方は鯖江市・越前町などに隣接しています。

市内には九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川が流れています。



(2) 社会条件(世帯の推移) ※外国人を含む

(各年10月1日現在)

年次	世帯数 (世帯)	人口 (人)			面積 (km ²)	1世帯あたり の人口 (人/世帯)	備考
		総数	男	女			
46年	56,200	217,708	105,180	112,528	339.24	3.87	足羽町合併(14,858人)
50年	61,933	230,560	111,711	118,849	339.22	3.72	
60年	72,079	249,155	120,938	128,217	340.31	3.46	
平成3年	77,096	253,655	122,904	130,751	340.60	3.29	朝日町との境界確定
8年	81,224	254,920	123,782	131,138	〃	3.14	
13年	84,771	254,019	123,112	130,907	〃	3.00	
17年	87,416	254,021	122,693	131,328	〃	2.91	
18年	93,538	271,417	131,088	140,329	536.17	2.90	美山・越廼・清水と合併
19年	94,178	270,977	130,834	140,143	〃	2.88	
20年	94,986	270,642	130,623	140,019	〃	2.85	
21年	95,600	269,879	130,240	139,639	〃	2.82	
22年	96,149	269,230	129,907	139,323	536.19	2.80	公有水面埋立
23年	97,023	268,982	129,831	139,151	〃	2.77	
24年	97,650	268,470	129,661	138,809	〃	2.75	
25年	98,506	267,904	129,409	138,495	〃	2.72	
26年	99,376	267,345	129,127	138,218	536.41	2.69	
27年	100,207	266,690	128,742	137,948	〃	2.66	
28年4月	100,399	265,521	128,142	137,379	〃	2.64	

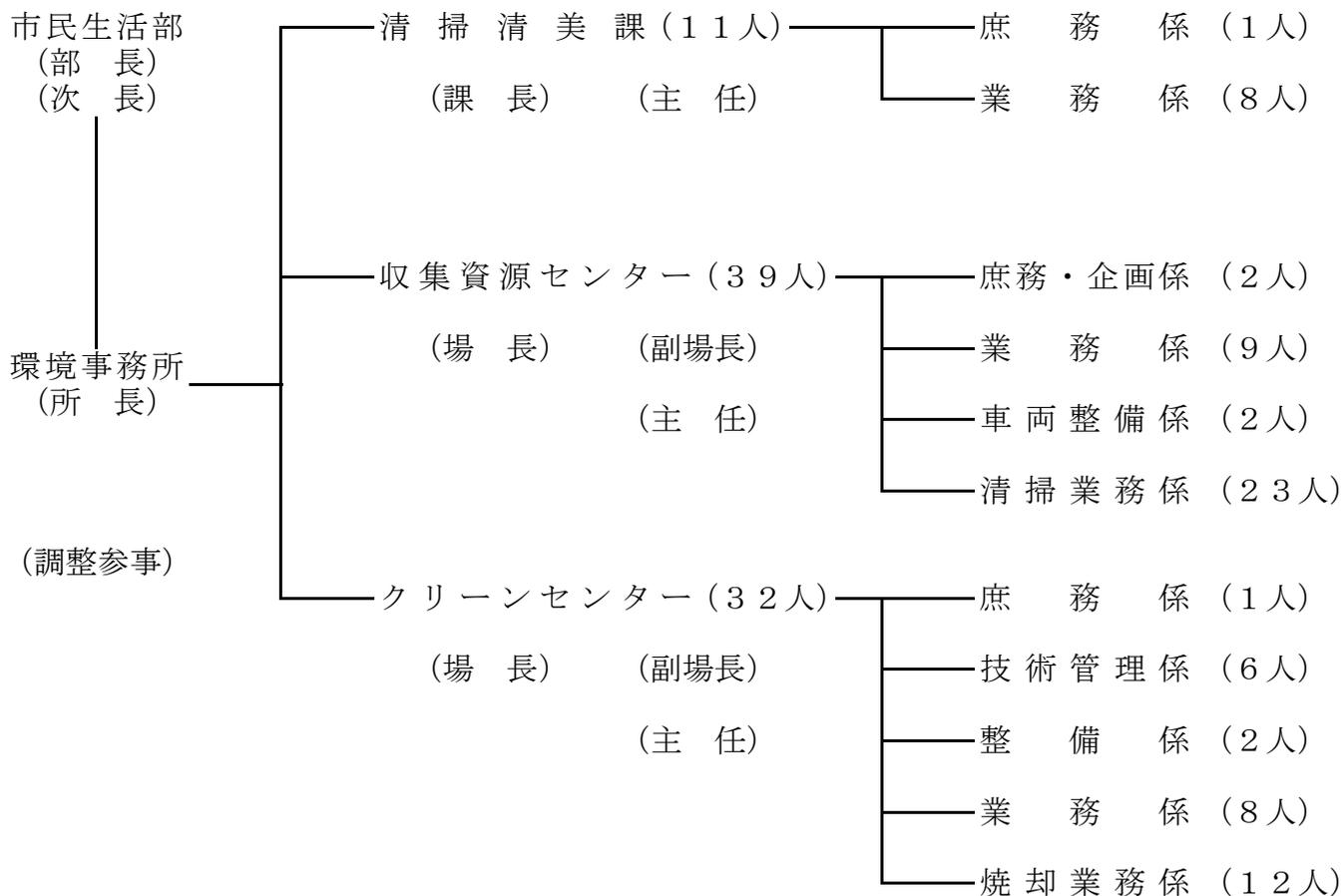
(資料:福井市統計書)

第2章

組織・人員・施設等

1. 環境事務所機構 (清掃業務関係)

(平成28年4月1日現在)



2. 事務分掌

■ 清掃清美課

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の減量及び資源化に係る企画並びに適正処理に関する事。
- (2) 一般廃棄物の適正処理及び減量の啓発及び広報に関する事。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る許可等に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関する事。
- (5) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関する事に限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関する事。
- (6) 地域の清掃保持に関する事。

■ 収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する事。
- (2) 資源ごみに関する事。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に関する事。
- (4) 施設の管理に関する事。

■ クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関する事。
- (3) 余熱の供給に関する事。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関する事。
- (5) 施設の管理に関する事。
- (6) 環境分析に関する事。
- (7) 地元協定に係る公害防止協定に関する事。

3. 職員配置

(平成28年4月1日現在)

区 分		清 掃 業 務 (人)									合 計 (人)		
		清 掃 清 美 課			収 集 資 源 セ ン タ ー			ク リ ー ン セ ン タ ー					
補 職	役 職	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計
副理事	所 長	1		1							1		1
参 事	課 長	1		1							1		1
	場 長				1		1	1		1	2		2
副参事	副場長				1		1	1		1	2		2
主 幹	主 任	1		1	1		1	1		1	3		3
	主 幹	1		1	6	1	7	13	2	15	20	3	23
副 主 幹		2		2	18		18	8		8	28		28
主 査		3		3	3		3	1		1	7		7
主 事		2	1	3	2	1	3				4	2	6
技 師								1		1	1		1
運 転 技 師					1		1	1		1	2		2
環 境 技 師					4		4	2		2	6		6
電 気 技 師													
施 設 技 師									1	1		1	1
合 計		11	1	12	37	2	39	29	3	32	77	6	83

4. 車両配置

(平成28年4月1日現在)

用 途	車 両	清掃清美課	収集資源センター	クリーンセンター	合計
定期収集用	機 械 車		10		10
予備再搬用	〃		11	2	13
粗大ごみ運搬	コンテナ車		2		2
臨時ごみ用	小型トラック		4		4
パトロール用	乗用車	1	1	1	3
	軽ワゴン車	1			1
	軽トラック		1	1	2
業務連絡用	乗用車		1		1
	軽ワゴン車			1	1
処理処分用	タイヤショベル		1	1	2
	フォークリフト		2	1	3
	箱型ダンプ			1	1
合 計		2	33	8	43

5. 清掃関係予算

(平成28年4月1日現在)

■ 清掃総務費

(千円)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
人件費	638,675	655,469	653,068	613,663	642,242
報償費	2,215	2,200	2,196	2,179	2,155
旅費	286	290	314	346	331
需用費	5,501	5,046	5,299	4,923	4,701
役務費	793	580	551	505	306
委託料	79	79	87	—	—
使用料及び賃借料	2,191	2,061	2,040	2,143	2,182
備品購入費	—	—	—	—	—
負担金補助及び交付金	452	374	359	318	426
公課費	—	—	—	—	—
計	650,192	666,099	663,914	624,077	652,343

■ 塵芥処理費

(千円)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
賃金	28,205	26,100	22,765	23,454	23,869
報償費	202	—	—	—	291
旅費	302	302	299	41	225
需用費	132,011	125,033	124,991	118,701	111,075
役務費	3,559	2,511	2,851	3,068	2,097
委託費	1,271,144	1,251,524	1,282,149	1,292,393	1,298,289
使用料及び賃借料	1,604	1,604	1,613	1,613	1,187
工事請負費	934,242	1,043,242	1,040,942	49,500	53,000
原材料費	5,834	4,934	5,018	4,018	7,018
備品購入費	13,671	48,939	1,264	64	32
負担金補助及び交付金	610,205	636,897	528,353	611,623	521,225
公課費	5,228	4,922	4,424	4,345	4,375
計	3,006,207	3,146,008	3,014,669	2,108,820	2,022,683

6. 処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施している。

また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能を備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において適正に最終処分を行っている。

(平成28年4月1日現在)

施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町50-41	あわら市笹岡33-3-1		鯖江市西番町15-30	
電話番号	53-8999	74-1314		0778-51-2310	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡		22,300㎡	
建物面積	5,187㎡	14,243㎡		3,304㎡	2,533㎡
竣工年月	平成3年3月	平成7年9月		昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	345 t / 24 h	222 t / 24 h	90 t / 5 h	120t / 16 h	50t / 5 h
基数	115 t / 24 h × 3基	74t / 24 h × 3基	1 基	60t / 16 h × 2基	1 基
集塵装置	バグフィルター	バグフィルター 乾式有害ガス 除去装置	バグフィルター サイクロン	バグフィルター	バグフィルター サイクロン
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 焼却炉	回転式 破砕機	准連続式 流動床炉	回転式 破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業	JFEエンジニアリング		荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	7,863,446千円	17,880,000千円		2,070,000千円	2,389,600千円
	管理棟336,614千円を含む				

搬出施設別最終処分場施設

搬出施設名	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター	鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター
処分物	燃やせるごみの残渣、生成物	燃やせないごみの残渣、生成物	燃やせるごみ、燃やせないごみの残渣、生成物
最終処分場	県外民間処分場	広域圏最終処分場	夢の杜おた
埋立面積	/	41,300㎡	19,400㎡
埋立容積		231,000㎡	116,800㎡
竣工年月		平成11年3月	平成7年3月
埋立開始		平成11年4月	平成14年4月
浸出水 処理方式		Ca除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭＋滅菌	生物処理、砂ろ過、消毒

施設名	福井市収集資源センター		
	収集関係施設	資源ストックヤード	
所在地	福井市南江守町2-1		
敷地面積	13,743m ²		
建物面積	管理棟	1,497.87m ²	資源物ヤード 192m ²
	車庫	645.81m ²	
	倉庫等	600.35m ²	
	計	2,744.03m ²	
機種	高圧洗浄機 5基		
開設年月	昭和36年5月		平成5年1月

第3章

ごみ減量・ 資源化事業

1. ごみの減量・資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成21年4月からはプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月からは福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空き缶等の売却金については、その一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用や、各自治会で管理しているごみステーションの維持管理費用などとして交付している。

しかし、近年、資源物の収集量が減少傾向となっている。そこで、市民の資源物排出の利便を高めるため、平成25年3月より、民間事業者の協力を得、2か所の事業所に福井市資源回収拠点「わけるば」を設置し、資源物排出の機会を提供している。

(1) 資源物処理実績の推移

◀資源物①▶

(単位:t)

区分 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
びん	1,318	1,303	1,292	1,218	1,177
白びん	542	562	547	516	501
茶びん	475	456	458	420	401
青びん	169	165	176	168	155
黒びん	46	43	32	36	44
生きびん	87	77	79	78	76
缶	556	502	456	399	388
スチール缶	291	259	229	194	173
アルミ缶	266	243	227	205	215
ペットボトル	285	266	264	248	242
プラスチック製 容器包装	1,759	1,797	1,816	1,884	1,892

《資源物②》

(単位:t)

区分 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
古紙	1,216	1,082	1,030	924	855
ダンボール	944	827	792	715	667
紙製容器	247	231	215	189	168
紙パック	17	15	13	13	13
新聞・雑誌	8	9	10	7	7
乾電池※1	58	50	53	43	53
スプレー缶	4	4	4	4	4
蛍光灯	20	21	22	20	20

※1 ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

《古紙等集団資源回収》

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金は、前期（1月から6月まで実施分）・後期（7月から12月まで実施分）の2回に分けて、回収した重量に応じて交付している。

区分 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新聞(t)	3,340	3,145	2,363	2,257	2,143
雑誌(t)	3,087	2,887	2,298	2,126	1,914
紙パック(t)	3	3	3	2	2
合計(t)	6,430	6,035	4,664	4,385	4,059
団体登録数※2	309	313	227	228	228
奨励金(千円)	31,208	28,063	23,401	22,304	20,294

※2 25年度よりその年度に集団回収を実施した団体のみ

(2) 資源回収拠点事業

《市有施設等における小型家電回収事業》

従来、燃やせないごみとして埋立処分していたものの中から、貴金属やレアメタル（希少金属）など再資源化可能なものを分別することにより、ごみの削減とリサイクルの推進を図るため、平成24年4月から収集資源センターにて小型家電の回収を開始した。その後、平成25年10月からは市役所本庁舎、クリーンセンター、平成26年6月からは美山・越廼・清水の市役所総合支所、平成27年7月からは福井県民生活協同組合ハーツ3店舗に回収拠点を設置し、資源化の促進を図っている。

- ※ 持ち込めるもの：乾電池等で使うか、コンセント等にさして使う家電製品
 ただし、粗大ごみに該当するもの、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・洗濯機等）及びパソコンは回収対象外。
 回収ボックスの場合は縦15cm、横25cm、高さ30cmに収まる大きさのもの。これを超えるものは窓口回収（直接受取）にて対応。

[平成27年度小型家電回収拠点]

協力店舗名	所在地
市役所本館1階 市民ホール	大手3丁目10-1
市役所別館4階 清掃清美課	大手3丁目10-1
収集資源センター	南江守町2-1
クリーンセンター	寮町50-41
美山総合支所	美山町7-1
越廼総合支所	蒲生町1-88
清水総合支所	小羽町27-1
福井県民生活協同組合 ハーツ羽水店	木田3丁目2802番地
福井県民生活協同組合 ハーツ学園店	学園2丁目9番22号
福井県民生活協同組合 ハーツ志比口店	志比口2丁目11番13号

(使用済小型家電回収ボックス)



(kg)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度
回収量	83,750	79,680	86,240	91,830

《民間事業所における資源回収拠点事業》（名称：わけるば）

平成25年3月より、(株)増田喜（福井営業所）・福井環境事業(株)二日市リサイクルセンターの2か所に資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

[回収時間]

- ・各事業所の営業時間と同じ

[回収品目]

- ・びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

《市有施設における資源回収拠点事業》

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

- ・ 収集資源センターの開設時間と同じ

〔回収品目〕

- ・ びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

回収実績

(kg)

年度 \ 品目	びん	缶	ペット ボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
24年度	2,228	562	227	254	154	15,170	18,595
25年度	2,009	497	381	442	165	17,540	21,034
26年度	1,972	531	435	377	205	13,180	16,700
27年度	2,319	535	596	380	326	13,200	17,356

※ 小売店による資源回収拠点事業（プラスチック製容器包装）は平成26年度で終了。

(3) 生ごみ

《事業所から排出される生ごみの堆肥化》

生ごみの資源化については、平成14年度に市内の業者による中間処理を許可し、当該事業者が市内の事業系生ごみの処理を行っている。

当該事業者により、市有施設（市立保育園、学校給食センター等）や民間事業所の食品残渣を年間約500トン処理し、堆肥化している。

なお、処理した完熟堆肥については市内の農家で有機肥料として使用しており、地域リサイクルループが構築されている。

(t)

区分 \ 年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
市有施設	市立保育園	調理くず等	17.6	16.3	15.7	15.3	17.0
		食べ残し等	16.3	14.6	13.0	10.7	10.5
	ふれ愛園	調理くず等	1.6	1.5	1.7	2.1	2.3
		食べ残し等	4.7	4.2	4.6	4.8	4.7
	学校給食センター	調理くず等	64.3	65.2	64.9	74.9	75.7
		食べ残し等	56.3	44.1	42.9	38.9	45.2
	単独給食校	調理くず等	63.1	63.2	63.4	55.6	55.1
		食べ残し等	20.4	18.7	18.7	13.9	11.8
	小計	調理くず等	146.6	146.2	145.7	147.9	150.1
		食べ残し等	97.7	81.6	79.2	68.3	69.2
民間事業所	調理くず等	119.2	124.5	125.9	92.2	136.8	
	食べ残し等	123.2	155.1	188.3	222.7	209.8	
合計		486.7	507.4	539.1	531.1	565.9	

(4) 意識啓発

《普及啓発事業》

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時配布している。



分別説明会の開催状況

(回)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
開催回数	19	26	24	27	26

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のDVDの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し正しいごみ分別の啓発に努めている。

《まだまだ使えますコーナー》



ごみとして出された粗大ごみの中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和57年6月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成13年度からは「環境展」、「環境フェア」等における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコーナー」を設け、環境問題に関する啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

(5) 事業系ごみ対策

《ふくい優エコ事業所》

福井市内で事業系一般廃棄物の削減等に取り組む事業所を「ふくい優エコ事業所」として認定し、その活動を広く他の事業所へ広報することにより、ごみ削減の取り組みを推進している。

・平成24年12月に募集を開始、平成28年3月時点でエコオフィス15社 エコショップ10社を認定。



認定事業所

エコオフィス	認定期間
池田金属株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成28年9月30日
スキット株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成28年9月30日
エフ・ケー・マイクロ株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成28年9月30日
西端ブロー株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成28年9月30日
株式会社 華	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
福井環境事業株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
福井環境事業株式会社 ☐ 日市リサイクルセンター	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
清水紙料株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
株式会社清水勉商店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
株式会社クリンマスター	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
株式会社増田喜本社	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
株式会社増田喜福井営業所	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
株式会社そごう・西武 ☐ 西武福井店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
高桑印刷株式会社	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
福井県民生活協同組合	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日

エコショップ	認定期間
アピタ大和田店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
アピタ福井店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
ハーツ羽水店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
ハーツ学園店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
ハーツ志比口店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
リカーワールド華本店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
リカーワールド華プラザ店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
リカーワールド華二の宮店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
リカーワールド華光陽店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日
リカーワールド華江守店	平成27年10月1日 ☐ 平成29年9月30日

《多量排出事業所に対する事業系一般廃棄物の削減等に関する指導》

平成24年度より、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理を図り、もって事業系一般廃棄物の削減・リサイクル推進を図るため、概ね100トン以上排出すると認められ、かつ、市長が別に認定した事業所を対象として、「一般廃棄物の削減等に関する実績報告及び計画書」の提出をお願いしている。

(6) 指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から完全実施した。また、平成16年4月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに合わせ、家庭でのごみを分別しやすくすることを目的として「色別指定ごみ袋」の販売を開始したが、分別排出が定着し当初の目的を概ね達成したことから、平成25年度に青・オレンジ色印刷の家庭用ごみ袋の生産を中止した。

資源物（空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために透明又は半透明の袋を用いて排出することもできるとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで1カ月250kg（50袋以内）以下に限り排出できる。

色別指定ごみ袋	種類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
	家庭用	緑	燃やせるごみ	大・中・小
			燃やせないごみ	
			プラスチック製容器包装	
	事業所用	赤	燃やせるごみ	大
			燃やせないごみ	
プラスチック製容器包装				

※1 燃やせないごみ（青）及びプラスチック製容器包装（オレンジ色）排出専用の指定袋は、平成25年度に生産中止。

■指定袋の規格

項目	仕様内容						
材質	高密度ポリエチレン						
透明度	半透明						
寸法	家庭用 大…	厚さ	0.027mm	縦	800mm	横	650mm
	中…	厚さ	0.027mm	縦	700mm	横	480mm
	小…	厚さ	0.027mm	縦	550mm	横	300mm
	事業所用 大…	厚さ	0.03mm	縦	800mm	横	650mm

第4章

ごみ処理事業

1 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理の現状

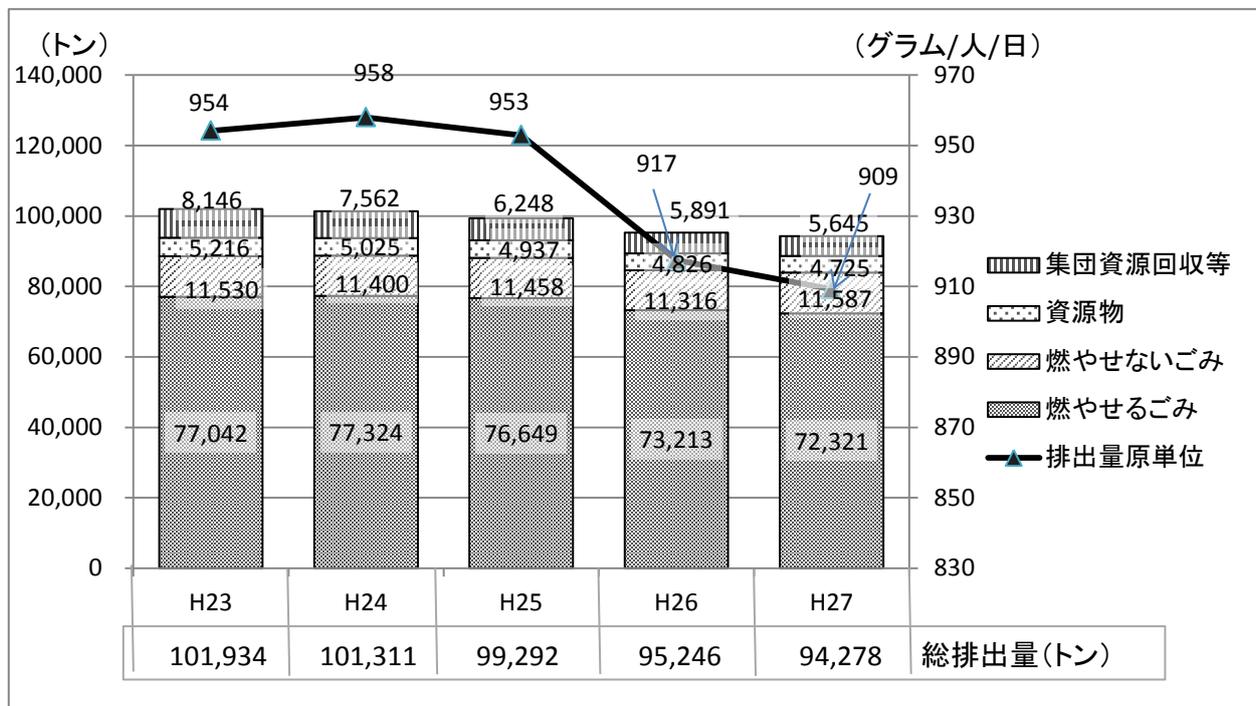
平成23年度以降の四区分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、集団資源回収等）排出量は、平成23年度の総排出量101,934トンより減少傾向にあり、平成27年度には94,278トンとなっている。（△7.51%）

区分別では、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成23年度の88,572トンから平成24年度には増加したが、平成25年度より減少。平成27年度は83,908トンとなった。（△5.265%）

「資源物」及び「集団資源回収等」の排出量についても、平成23年度の13,362トンから減少傾向にあり、平成27年度には10,370トンとなった。（△22.39%）

また、排出量原単位（市民1人1日当たりのごみ排出量）は、平成23年度の954グラムから平成24年度には958グラムに増加したが、その後は減少傾向にあり、平成27年度では909グラムとなっている。（△4.72%）

○四区分別廃棄物等の排出量の推移



(2) ごみ処理実績の推移

■ ごみ排出量の推移

分別の種類			排出量 (t)					構成比 (%) [H27]
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
再資源化	①資源物	びん	1,318	1,303	1,292	1,218	1,177	—
		缶	556	502	456	399	388	—
		ペットボトル	285	266	264	248	242	—
		プラスチック製容器包装	1,759	1,797	1,816	1,884	1,892	—
		ダンボール・紙製容器	1,191	1,058	1,007	904	836	—
		紙パック	17	15	13	13	13	—
		新聞紙・雑誌	8	9	10	7	7	—
		小型家電等	—	—	—	86	92	—
		乾電池	58	50	53	43	53	—
		スプレー缶	4	4	4	4	4	—
		蛍光灯	20	21	22	20	20	—
			5,216	5,025	4,937	4,826	4,725	5.0%
		②処理過程における資源化物	2,009	1,999	1,935	1,807	1,782	—
		③古紙等集団資源回収	6,430	6,036	4,664	4,385	4,059	4.3%
		④古紙等店頭回収	1,716	1,526	1,584	1,507	1,586	1.7%
	再資源化合計 (①+②+③+④)	15,371	14,586	13,120	12,524	12,151	—	
焼却・ 破砕等	⑤燃やせる ごみ	家庭系	45,384	45,672	44,861	43,589	42,988	45.6%
		事業系	31,658	31,652	31,788	29,624	29,333	31.1%
	⑥燃やせない ごみ	家庭系	9,096	9,072	9,102	8,962	9,200	9.8%
		事業系	2,434	2,328	2,356	2,354	2,387	2.5%
		小計 (⑤+⑥)	88,572	88,724	88,107	84,528	83,908	—
	収集・持込量 (①+⑤+⑥)	93,788	93,749	93,044	89,354	88,633	—	
	総排出量 (①+③+④+⑤+⑥)	101,934	101,311	99,292	95,246	94,278	100.0%	
	リサイクル率	15.1%	14.4%	13.2%	13.1%	12.9%		

※ 1 t 未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

■ 1人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量 (g)					前年度比 (%)
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1人一日あたりのごみの量 *1	954	958	953	917	909	△ 0.9%
1人一日あたりの総排出ごみの量*2	1,037	1,035	1,017	978	967	△ 1.1%
家庭から出る 1人一日あたりの総排出ごみの量*3	690	688	667	650	642	△ 1.2%

※基準人口は各年度4月1日現在

*1 (資源物+燃やせるごみ+燃やせないごみ) / 人・日

*2 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ+燃やせないごみ) / 人・日

*3 (資源物+古紙等集団資源回収+燃やせるごみ(家庭系)+燃やせないごみ(家庭系)) / 人・日

(3) 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績 <<福井・美山区域>> (t)

区分\年度		23	24	25	26	27
直 営 収 集		14,133	14,185	13,871	13,507	13,215
委 託 収 集		27,863	28,078	27,544	26,596	26,230
許 可 収 集		28,646	28,642	28,955	26,901	26,644
持 込	一 般 可 燃	338	359	420	509	552
	粗 大 可 燃	1,026	1,051	1,051	1,057	1,148
	事 業 可 燃	736	732	623	589	638
	減 免 等	119	112	104	38	58
	下 水	59	59	54	62	50
	中央卸売市場 シルバー人材センター 持 込	1,327	1,319	1,263	1,291	1,216
合 計		74,247	74,537	73,885	70,550	69,752

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分\年度		23	24	25	26	27
委 託 収 集		1,943	1,914	1,868	1,827	1,753
許 可 収 集		668	670	657	615	587
持 込	一 般 可 燃	22	26	54	31	39
	事 業 可 燃	157	176	182	186	187
	減 免	5	1	5	3	2
合 計		2,795	2,787	2,766	2,662	2,569

(4) 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 <<福井・美山区域>> (t)

区分\年度		23	24	25	26	27
委託収集		7,487	7,468	7,383	7,094	7,190
直営粗大		322	202	236	180	170
許可収集		1,929	1,817	1,810	1,898	1,910
持込	一般不燃	957	1,074	1,126	1,191	1,276
	事業不燃	417	418	456	375	390
	減免	37	39	30	20	20
合計		11,149	11,018	11,041	10,758	10,956

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分\年度		23	24	25	26	27
委託収集		79	76	74	68	71
委託粗大		—	—	—	—	—
許可収集		12	1	0	0	0
持込	一般不燃	251	252	282	232	289
	事業不燃	22	36	46	47	60
	減免	17	17	12	13	8
合計		381	382	414	360	429

※上記持込量に、収集資源センターで発生する処理過程資源化物の量を加えたものが燃やせないごみの総量となる。(P25, 26の燃やせないごみ量と合致する)

(5) ごみの組成調査（ウェットベース）

ごみステーションに排出された家庭ごみのサンプルを内容物の品目ごとに分類し、調査した結果は次のとおりとなっている。

■ 燃やせるごみ

(%)

分類 \ 実施時期		H24.6月	H25.11月	H26.11月	H27.11月
可燃 適 正 物	食品廃棄物	41.2	46.4	47.4	39.7
	紙おむつ	-	5.8	13.5	5.6
	アルミ付紙パック	-	0.3	0.3	0.1
	その他紙類	15.2	9.3	3.5	13.3
	繊維布類	6.8	2.9	3.0	7.7
	皮革ゴム類	1.4	0.2	1.2	0.5
	木・竹・藁類	0.6	2.6	0.7	2.5
	指定袋	0.8	0.6	0.6	0.6
	小計(%)	66.0	68.1	70.2	70.0
資源 物	リサイクル可能な古紙	27.7	27.9	27.6	25.5
	プラスチック容器包装	4.7	1.9	1.8	2.7
	小計(%)	32.4	29.8	29.4	28.2
不適物		1.6	2.1	0.4	1.8

■ 燃やせないごみ

(%)

分類 \ 実施時期		H24.11月	H25.12月	H26.12月	H27.12月
不燃 適 正 物	ガラス・金属・陶器類	28.0	33.0	35.6	34.0
	プラスチック製品	13.6	10.7	12.0	15.9
	プラ容器包装(汚れ有)	10.8	16.2	7.3	5.4
	指定袋	4.2	0.8	0.8	0.9
	小型家電(その他)		1.7	4.7	9.6
	小計(%)	56.6	62.4	60.4	65.8
資源 物	プラ容器包装(汚れ無)	16.5	7.1	9.7	6.1
	缶	2.1	4.1	2.7	3.8
	びん	10.9	10.3	11.0	9.5
	ペットボトル	1.8	2.9	3.5	2.1
	小計(%)	31.3	24.4	26.9	21.5
不適 物	可燃物	10.0	10.9	8.8	7.2
	火災リスク品	1.7	1.2	1.5	1.7
	処理困難物	0.4	1.1	2.4	3.8
	小計(%)	12.1	13.2	12.7	12.7

(6) ごみ質の分析 (福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成)

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

■ 平均値 (ドライベース) (%)

成分 \ 年度		23	24	25	26	27
可燃物	紙・セロハン	50.7	55.1	47.6	42.5	45.3
	木・竹・わら類	8.0	3.8	7.8	10.3	6.6
	繊維類	8.2	9.1	10.0	8.3	10.2
	厨芥類	7.5	8.1	7.4	9.5	7.8
	皮革・ゴム類	0.2	0.4	0.2	0.3	0.8
	雑物5mm以上	7.9	7.9	7.8	8.5	9.1
	小計(%)	82.5	84.4	80.8	79.4	79.8
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	11.1	11.4	13.3	15.2	13.0
	小計(%)	11.1	11.4	13.3	15.2	13.0
不燃物	ガラス・石類・陶磁器類	1.2	0.3	0.5	0.3	0.7
	金属類	1.0	0.7	0.8	0.6	1.2
	雑物5mm以上	4.2	3.2	4.6	4.5	5.3
	小計(%)	6.4	4.2	5.9	5.4	7.2

■ 理化学的性状

項目 \ 年度	23	24	25	26	27
見かけ比重 (t/m ³)	0.20	0.18	0.18	0.17	0.17
水分 (%)		48.2	48.4	49.5	47.0
灰分 (%)	6.3	6.0	5.5	6.0	6.5
可燃分 (%)	44.0	45.8	46.1	44.5	46.5
推定低位発熱量 (J/kg)	7,041	7,421	7,468	7,141	7,578
熱灼減量 (%)	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3

2. ごみ収集の体系

(1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により分別排出することとしている。なお、分別については下表のとおりである。

また、平成23年4月から、ライターは中身を完全に使い切ったうえで、燃やせないごみの収集日に他のごみとは別にして透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

■ 福井・美山区域

(平成28年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（一部、週6回 ただし平成28年10月から週2回に変更）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わかるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日） ※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日） ※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
	蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日） ※美山区域は、1月の収集はなし	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

■ 越廼・清水区域

(平成28年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わかるば等へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2, 4の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（第1, 3の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回（第3の水曜日）	
	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月2回（第2, 4の木曜日）	
	蛍光灯	月1回（第4木曜日）	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内（約250kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

(3) ごみ収集状況

■収集主体別

（平成28年4月1日現在）

収集主体	分 別		世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	比 率
直 営	燃やせるごみ	10班	31,513	83,077	31.3%
	資源物(缶)	8班	65,649	174,045	65.5%
委 託	燃やせるごみ	19班	68,886	182,444	68.7%
	資源物(缶)	7班	34,750	91,476	34.5%
	燃やせないごみ	16班	100,399	265,521	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物 (びん)	16班			
	(ペットボトル)	14班			
	〃 (蛍光灯)	6班			
〃 (ダンボール・紙製容器・紙パック)	21班				

■収集回数別

(平成28年4月1日現在)

収 集 回 数		世帯数 (世帯)	比 率	人 口 (人)	比 率
福 井 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル(毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	94,547	94.17%	248,819	93.71%
	○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物【週1回】 (中平、足羽上、小山谷)	7	0.01%	12	0.00%
	○ 燃やせるごみ【週6回】(平成28年10月からは週2回) ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル(毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	545	0.54%	1178	0.44%
	臨時収集地区(足谷、猫瀬、東平、宮郷)	8	0.01%	14	0.01%
小 計		95,107	94.73%	250,023	94.16%
美 山 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル(毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	1,436	1.43%	4,303	1.62%
越 廼 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル(毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯(月1回)】	582	0.58%	1,375	0.52%
清 水 区 域	○ 燃やせるごみ【週2回】 ○ 燃やせないごみ【毎月2回】 ○ 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル(毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回)・蛍光灯(月1回)】	3,274	3.26%	9,820	3.70%
合 計		100,399	100%	265,521	100%

3. ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬		処理方法		処分方法
燃やせるごみ	福 井	直営・委託	週 2 回	焼 却	クリーンセンター※ 4	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	美 山	委 託			鯖江クリーンセンター※ 5	
	越 廼・清水					
燃やせないごみ	福井・美山	委 託	月 2 回	破 砕	清掃センター※ 6	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	越 廼・清水				鯖江クリーンセンター	
プラスチック製 容器包装	全 域	委 託	週 1 回	分 別	委 託	資源化
びん	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
ペットボトル	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
ダンボール・ 紙製容器・ 紙パック	全 域	委 託	月 1 回	分 別	委 託	
缶	福 井	直営・委託	月 2 回	分 別	委 託	
	美 山	委 託				
	越 廼・清水					
乾電池	全 域	委 託	月 1 回	分 別	清掃センター	
スプレー缶	福井・美山	委 託	月 2 回	分 別	清掃センター	
	越 廼・清水				鯖江クリーンセンター	
蛍光灯	福 井	委 託	年 6 回	分 別	委 託	
	美 山		年 5 回			
	越 廼・清水		月 1 回			
粗大ごみ	福井・美山	自己搬入 申込収集	随 時	可燃(焼却)	クリーンセンター	焼却灰(埋立) 不燃物(埋立) 金属類(資源化)
				不燃(破碎)	清掃センター	
	越 廼・清水			可燃(焼却)	鯖江クリーンセンター	
				不燃(破碎)		
動物の死体	全 域	自己搬入 申込収集	随 時	焼 却	クリーンセンター	遺骨(埋立)

※ 4 クリーンセンター : 福井市クリーンセンター

※ 5 鯖江クリーンセンター : 鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター

※ 6 清掃センター : 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

4. ごみ処理経費

■ 1トンあたりの収集・処分経費 (円/t)

区分 \ 年度		24	25	26	27	
全体		22,593	22,682	24,917	24,566	
	燃やせる ごみ		18,656	18,449	19,999	19,966
		収集経費	6,858	6,863	7,221	7,370
		処分経費	11,798	11,586	12,778	12,596
	燃やせない ごみ		32,984	32,823	38,704	34,618
		収集経費	8,346	8,223	8,654	8,505
		処分経費	24,638	24,600	30,050	26,113
	資源物		36,268	40,165	42,960	44,389
		収集経費	28,413	31,327	33,481	34,630
		処分経費	7,855	8,838	9,479	9,759

■ 1人あたりの収集運搬・処分経費 (円/人)

区分 \ 年度		24	25	26	27
合計		8,537	8,419	8,910	8,722
	収集経費	3,718	3,676	3,733	3,765
	処分経費	4,819	4,743	5,177	4,957

燃えないごみの総量となる。(P25, 26の燃えないごみ量と合致する)

■ 1世帯あたりの収集運搬・処分経費 (円/世帯)

区分 \ 年度		24	25	26	27
合計		23,590	23,027	23,842	23,067
	収集経費	10,274	10,054	9,989	9,957
	処分経費	13,316	12,973	13,853	13,110

第5章

環境美化推進事業

1. 美しいまちづくりのために

(1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

① 私有あき地（指導・勧告件数） （件）

年度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
24年度	139	126	13	90.6%
25年度	147	128	19	87.1%
26年度	161	140	21	87.0%
27年度	152	122	30	80.3%

② 公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、市民から通報があった場合、速やかに草刈り等を実施するよう要請している。

(2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

◆ 対象者及び責務

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者を「事業者」とし、このうち、重点区域において、容器に収納した飲料を自動販売機により販売するものは、同条例施行規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納しなければならない。

◆ 区 域 福井市全域

- ポイ捨てはやめよう！
- ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
- 自動販売機には回収容器を設置しましょう。



重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、JR福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成24年3月1日からはこの区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。



周囲総延長 5.2km

面積 73.3ha



◎街頭啓発活動

重点区域内の福井駅周辺において、ポイ捨て防止を啓発する街頭活動を実施。

(H22.10月, H24.2月, H24.3月, H26.3月, H26.11月, H27.3月, H27.10月)

(3) 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

(自己搬入の場合・・・972円／体、申込収集の場合・・・1,620円／体)

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(単位：体)

区分\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収集	1,556	1,518	1,529	1,576	1,535
持ち込み	514	496	420	460	406
保健所	202	272	144	127	67
鳥類他 ※	1,193	1,491	1,161	1,341	1,012
合計	3,465	3,777	3,254	3,504	3,020

※市による有害鳥獣駆除

(4) 不法投棄対策

山間部や高速道路脇など、通常人の目が届き難い所に対し、不法投棄防止パトロールを行っている。また、平成23年7月より、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄があった場合に行為者を特定することを目的として、山間部の道路沿い、山林、河川敷などで不法投棄が多発している場所、既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所、又は行政による常時監視が困難であり、かつ地域住民による監視の目が行き届かない場所などに監視カメラを設置している。

(箇所)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度
設置箇所数	8	8	9	9

(5) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
通報	47	29	32	37	16
指導	38	20	17	24	15
パトロール中の指導	2	0	0	3	0

第 6 章

關係資料

1. 一般廃棄物の収集処理手数料

(1) 粗大ごみ以外の一般廃棄物

(福井市廃棄物処理及び清掃に関する条例第30条関係)

(平成28年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者（法第7条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）が搬入する場合	180リットルにつき	27円
飼い犬、飼い猫等の動物の死体	占有者等が自ら搬入する場合	犬、猫等1体につき	972円
	市が収集、運搬および処分をする場合		1,620円
その他の一般廃棄物	50キログラムを超える家庭系一般廃棄物を占有者等が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）	50キログラムを超える部分について10キログラムまでごとに（10キログラム未満の端数があるときはこれを四捨五入する）	21.6円
	事業者が自ら搬入する場合（許可業者に委託して搬入する場合を含む）	10キログラムまでごとに（10キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入する）	43.2円
	第21条第2項に規定する集積場へ搬出する場合	第21条第2項に規定する指定袋1枚につき	86.4円

※福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター（あわら市笹岡）及び鯖江広域衛生施設組合は別料金。

※この表の規定により、算出した手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

(2) 粗大ごみ

(福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条別表第2による)

(平成28年4月1日現在)

区分	品目	処分に関する手数料	収集、運搬及び処分に関する手数料	備考	
特殊	タイヤ	タイヤのみ	216円	540円	
		ホイール付き	324円	648円	
	マットレス (スプリング入り)	ダブル・セミダブル	864円	1,944円	
		シングル	540円	1,404円	
大	木製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(3人用) タンス 洋服タンス 夜具入れ 洗面台 化粧台 本箱 サイドボード げた箱 じゅうたん 流し台 机 テーブル 食器棚 健康器具 食器乾燥機 ステレオ 足踏台付ミシン	270円	918円	おおむね縦、横及び高さの合計が300センチメートル以上のもの	
中	木製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 鉄製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(1人又は2人用) タンス ふとん ステレオ 自転車 健康器具 机 畳 本箱 サイドボード げた箱 化粧台 洗面台 椅子 食器棚 流し台 じゅうたん テーブル オルガン アコーディオンカーテン 車椅子 湯沸器 電子レンジ ブランコ カーペット ウインドファン(フロン入りを除く。)	216円	756円	おおむね縦、横及び高さの合計が150センチメートル以上300センチメートル未満のもの	
小	毛布 カラーボックス こたつ板 ギター 卓上ミシン 衣装缶 換気扇 脚立 ゴルフ用具 編み機 クーラーボックス 三輪車 除湿機 照明器具 スーツケース 扇風機 掃除機 スピーカー 卓上ワープロ ビデオデッキ 一輪車 石油ストーブ スノーダンプ 波トタン(1枚) 波板(1枚) ガスレンジ	162円	594円	おおむね縦、横及び高さの合計が150センチメートル未満のもの	

備考

- この表以外の粗大ごみの手数料は、この表に準じた金額による。
- この表の規定により、算出した粗大ごみの手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

2. 収集運搬業者

(1) 委託業者

《一般廃棄物》

(平成28年4月1日現在)

業 者 名		住 所
福井区域	福井環境事業(株)	福井市角折町6-1
	福井市環境事業共同企業体	福井市角折町6-1
美山区域	(有)上田産業	福井市小宇坂島町5-11-1
越廼区域	(有)越前公益	福井県丹生郡越前町四ツ杉79-7-1
清水区域	(株)共和総合建設	福井市片山町61-17
	丹生建設工業(株)	福井市甕谷町44-1
合 計		

《資源物（ダンボール・紙製容器・紙パック）》

(平成28年4月1日現在)

業 者 名	住 所
福井市古紙等リサイクル協同組合	福井市乾徳3-5-14

(2) 許可業者

《一般廃棄物の収集運搬》

(平成28年4月1日現在)

業 者 名	住 所	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業(株)	福井市角折町6-1	福井市全域	ごみ・家電	
(株)相互環境公社	福井市角折町6-1	〃	ごみ	
(有)宮下ビル管理	福井市文京6-3-1	福井区域	ごみ	
(株)クリンマスター	福井市上森田1-309	福井市全域	ごみ・家電	
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町8-8-13	福井・美山・清水区域	ごみ	
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2-13-3	福井市全域	剪定枝	
日本通運(株)福井支店	福井市重立町22-1	〃	家電	
ナック(株)	越前市家久町63-11-11	〃	木くず・剪定屑	
(株)北陸環境サービス	福井市白滝町67-2	〃	木くず・草	
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町12-4	〃	刈草・剪定枝	
福井日通運輸(株)	福井市重立町22-5	〃	家電	
(有)越前公益	越前町四ツ杉79-7-1	越廼区域	ごみ・家電	
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町44-1	清水区域	ごみ	
(株)クリーン丹南	越前町下糸生136-10	福井・清水区域	ごみ・家電	
(株)共和総合建設	福井市片山町61-17	清水区域	ごみ	

業者名	住所	営業区域	許可内容	備考
公益センター(株)	鯖江市上鯖江 1-10-43	福井・越廼・清水区域	ごみ	
(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生 132-4-5	福井市全域	ごみ・家電	
(有)上村商店	あわら市大溝 3-5-13	〃	家電	
(有)上田産業	福井市小宇坂島町 5-11-1	福井・美山区域	ごみ	
(有)大橋商店	永平寺町松岡葵 1-96	福井市全域	家電	
リサイクル・山澤	福井市八重巻町 31-33	〃	家電	
(株)ピーディ	福井市若栄町 202	〃	家電	
(株)宇野組	福井市南宮地町 14-11	特定事業所	木くず・草	
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原 56-4-5	福井市全域	家電	
波寄造園土木(株)	福井市波寄町 37-82	〃	木くず・草	
(株)ピコー	福井市梶野町 20-10	〃	家電	
(株)アイシー物流	福井市寺前町 18-12	〃	家電	
(特非) 福井県セルフ振興センター	福井市光陽 2-3-22	特定事業所	ペットボトル	
台東運輸(株)	福井市上中町 25-8-1	福井市全域	家電	
(株)エコロジス	福井市二日市町 20-12	〃	木くず	
(株)ナマズ	福井市森行町 28-12	〃	家電	
(有)コーフク商運	福井市徳光町 36-5	〃	家電	
(株)矢部商店	福井市南江守町 2-61-1	〃	魚腸骨残渣	
(株)増田喜	福井市乾徳 2-6-6	〃	ペットボトル	
(株)ミカド開発	福井市福 1-2603	〃	家電・草・剪定枝	
コパー(株)	越前市岩内町 30-2-18	〃	家電	
清水紙料(株)	福井市みのり 2-19-8	〃	ペットボトル	
池田金属(株)	福井市文京 7-23-26	〃	特定家電	
その他運搬許可の市外搬入業者 24社				

《一般廃棄物の処分業》

(平成28年4月1日現在)

業者名	住所	許可内容	処理方式
福井環境事業(株)	福井市角折町 6-1	食品生ごみ	車載型生ごみ処理装置 施設内攪拌方式
		プラスチック製 容器包装	選別・圧縮・梱包
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居 2-13-3	木くず・草	破砕
(有)フクセイ	福井市田尻栃谷町 21-37	木屑・草	破砕
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町 12-4	剪定枝・草	破砕
(株)エコ・クリーン	福井市二日市町 20-12	プラスチック製 容器包装	破砕・固形燃料化
(株)エコシステム	福井市二日市町 20-12	木屑	破砕
(株)クリンマスター	福井市上森田 1-309	ペットボトル	選別・圧縮・梱包
(株)道端組	福井市長本町 209	コンクリート・ コンクリートブ ロック	破砕
(株)北陸環境サービス	福井市白滝町 67-2	可燃・不燃混合廃棄 物・ガラスくず・ 瓦・タイルくず・コ ンクリートくず、そ の他建築廃材、動物 の死体	選別・破砕・焼却 埋立
(株)増田喜	福井市乾徳 2-6-6	ペットボトル	圧縮・梱包
(株)深谷	福井市三ツ屋 2-207	コンクリートくず、 アスファルトくず、 金属くず(コンクリ ートに付着した金 属)	破砕
清水紙料(株)	福井市みのり 2-19-8	ペットボトル	圧縮・梱包

3. 清掃関係の法令及び例規

◎環境基本法（平成5年11月19日）

└─ 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日）

- └─ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日）
- └─ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日）
- └─ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日）
- └─ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日）
- └─ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日）
- └─ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年4月1日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日）

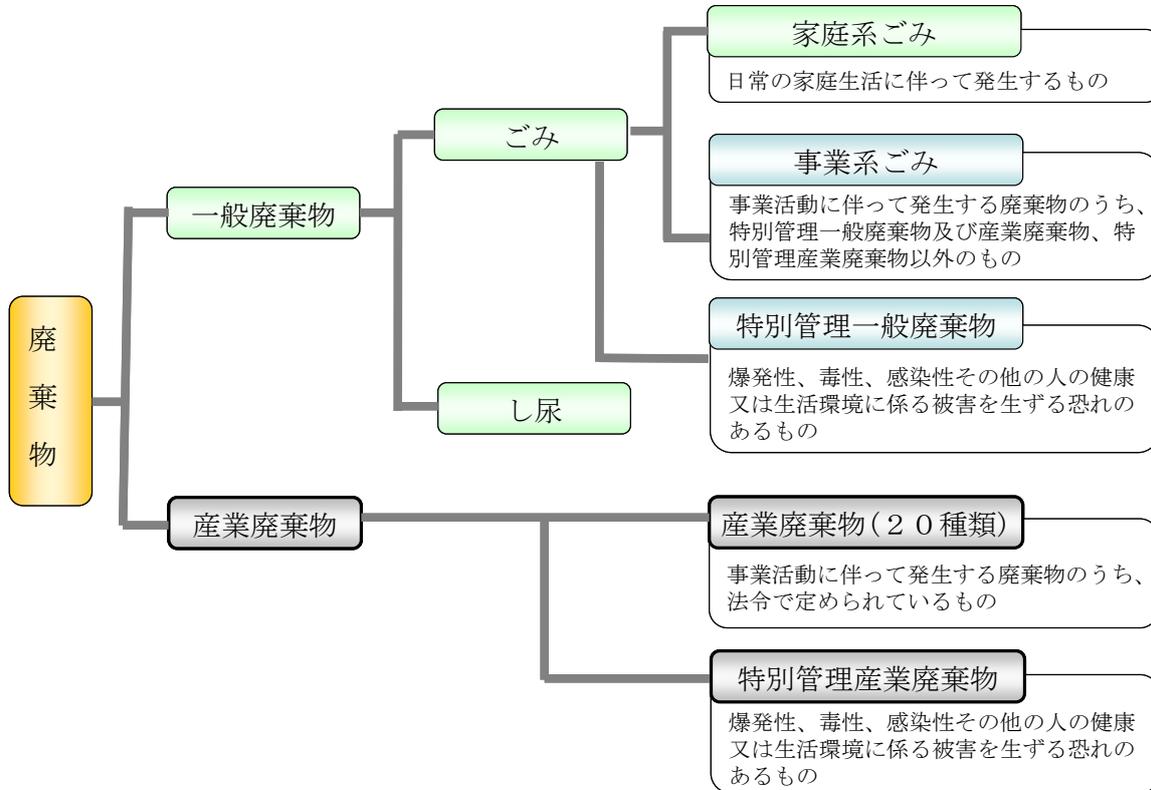
◎ダイオキシン類対策特別措置法

- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年6月28日）
- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年9月27日）
- ・ 福井市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱（平成25年4月1日）
- ・ 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成8年9月27日）
- ・ 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成8年9月27日）
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年3月29日）
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年3月31日）
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成8年12月25日）
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成9年6月16日）
- ・ 福井市地域美化推進協力金交付要綱（平成27年4月1日）
- ・ 福井市ごみステーション美化協力金交付要綱（平成27年4月1日）
- ・ 福井市ごみステーション設置補助金交付要綱（平成27年4月1日）
- ・ 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱（平成3年4月1日）
- ・ 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年7月8日）
- ・ 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成6年8月1日）
- ・ 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成17年4月1日）
- ・ 集積所を設置する事業者の指定に関する要綱（平成17年4月1日）

- ・ 福井市不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱（平成23年7月1日）
- ・ 福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱（平成24年12月25日）
- ・ ふくい^優エコ事業所認定要綱（平成24年12月12日）

4. 廃棄物の分類

廃棄物体系図



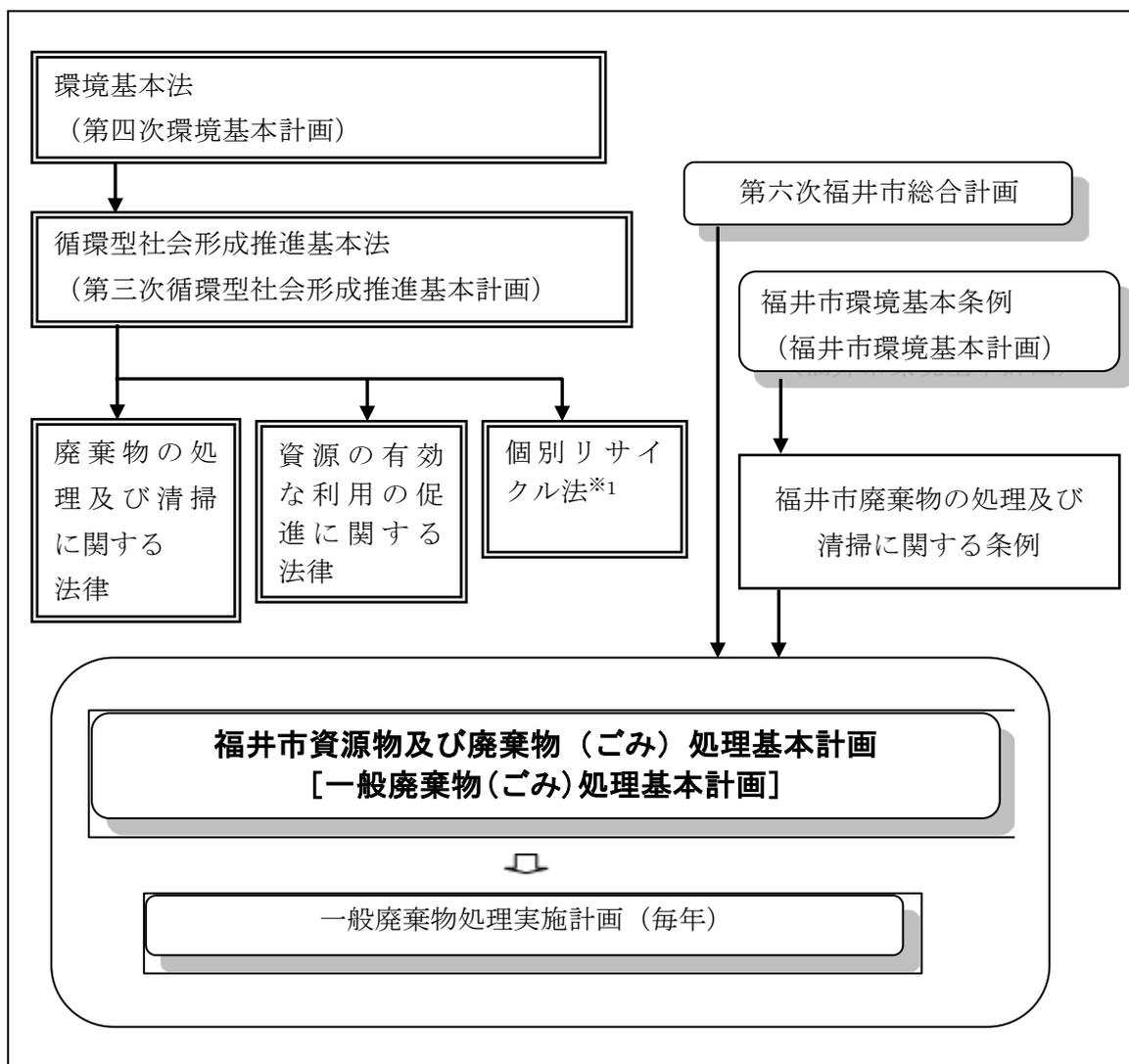
分類	種類	内 容	
一般廃棄物		ごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥	
特別管理一般廃棄物		P C Bを使用した部品、ばいじん、感染性一般廃棄物	
産業廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残渣
		2. 汚 で い	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど。
		3. 廃 油	鉍物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチ
		4. 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
		5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
		6. 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）
		7. ゴムくず	天然ゴムくず
		8. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
		9. ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
		10. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューボラのノロ、ボタ、不良鉍石、不良石炭、粉炭かすなど

分類	種類	内 容	
産業廃棄物	11. がれき類	工作物の新築、改築または除去にともなう生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物	
	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
	特定の事業活動に伴うもの	13. 紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
		14. 木くず	建設業、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等並びに貨物の流通のために使用したパレットなど
		15. 繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
		16. 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
		17. 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
		18. 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
		19. 家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
		20. その他	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい(引火点が70℃未満)廃油
		廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
		感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、メス、採血管など)
		廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布若しくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、若しくは繊維くず、又はPCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
		廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん施設で集められたものなど
	有害産業廃棄物	有害物質(水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン、又はその化合物、ダイオキシン類)を基準値を超えて含む、汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど	

5. 福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画

この福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定したものである。また、本計画は、国の環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画、福井県廃棄物処理計画、及び福井市総合計画や福井市環境基本計画と整合を図ることで、本市のごみ処理の方向性を定める基本方針となるものである。

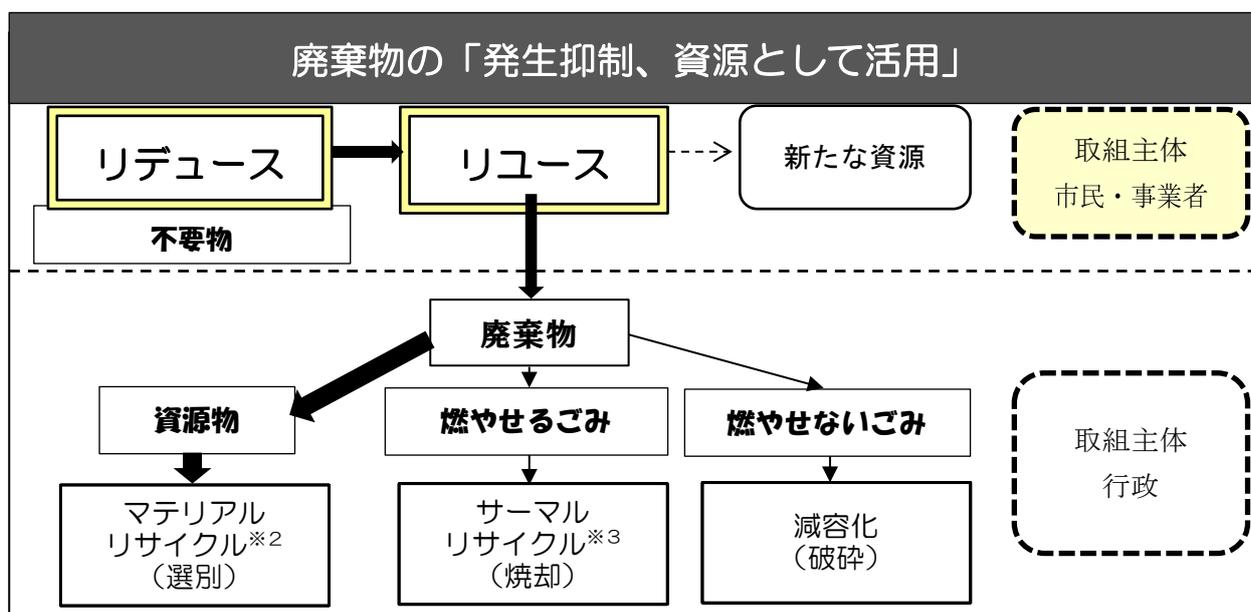
○資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ



※1 個別リサイクル法（略称）：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

(1) 基本計画の方針

「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の排出量が減少しないことから、現在は行政が主体となって取組んでいる収集後の再生利用【リサイクル】の取組みに加え、今後は市民や事業者が自らごみとなるものの発生抑制【リデュース】の取組みや、不要になったものを必要としている人に譲りあうなどの再使用【リユース】の取組みを行うことにより廃棄物の発生を抑制し、ごみとして処分する量の削減を図る。さらに、本市においても平成24年4月より、小型家電リサイクル法対象品目の回収に取り組んでいるところで、我が国の資源の流れにおいては、今後、廃棄物を新たな国内資源として捉えることが必要となっていることから、今後こうした回収の取組みの拡大を図っていく。



※2 ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

※3 ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用すること。

(2) 本市廃棄物を取り巻く課題

- ・ 区域により異なる処理体制・分別品目の検討
- ・ 家庭系廃棄物の分別徹底と減量化
- ・ 事業系一般廃棄物の減量化・資源化
- ・ ごみ処理手数料の見直しの検討
- ・ 新たな廃棄物処理施設整備の検討

(3) 基本目標

本計画の進捗状況を把握するため、基本目標及び進捗管理指標を設定する。また、本計画の期間を、前期（平成26年度から平成30年度）、中期（平成31年度から平成35年度）及び後期（平成36年度から平成40年度）に分け、期毎に取組みを検討することとし、数値については各期の進捗を踏まえ見直しを行う。

ごみ処理については、ごみの発生量が大きく影響することから、本計画の基本目標を、

「市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量」

とする。

市民1人1日あたりの廃棄物（ごみ）排出量

958グラム → 900グラム（6%減量）

（平成24年度）

（平成30年度目標）

(4) 基本計画理念

第1節第2項の方向性の取組みを進めるため、市民や事業者が2R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】）に主体的に取り組めるよう、市は具体的な排出抑制のための取組みや、本市の廃棄物の現状を周知・広報するなどの支援に取り組む。

また、2R（発生抑制、再使用）の取組みの後、家庭や事業所が分別排出する廃棄物については、「新たな資源（原料）」としてマテリアルリサイクル（材料リサイクル）することとし、マテリアルリサイクルが困難な廃棄物については、廃棄物発電の燃料としてサーマルリサイクル（熱回収）に取り組むことで、廃棄物を資源として最大限活用することとし、本基本計画の理念（テーマ）を次のとおりとする。

「おとましい」を「行動」へ

※「おとましい」とは、福井弁で「もったいない」という意味。

(5) 取組みの方向性

第2章第6節における課題を解決し、前節第1項で示した目標値の達成を図るため、次の7つの方向性による取組みを推進する。

① 市民が2Rに取組むための意識啓発及び排出知識の周知

市民が自ら、発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】に取組めるよう、積極的な情報発信や、わかりやすい広報・啓発を図る

また、環境美化地区推進員と連携しごみ減量の周知を図る。

② 資源物を分別排出できる機会の提供

市民が分別した資源物を、収集曜日に関係なく排出できるよう、資源物回収拠点の拡充を図る。

③ 事業者等が排出抑制に取組むための仕組みづくり

廃棄物を多量に排出する事業所が計画的に排出抑制に取組めるよう、排出計画書作成の支援を行うとともに、ごみ処理手数料の見直しについて検討を行う。

④ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制

事業所が、紙類等の資源物の排出抑制に取組めるよう、収集運搬許可事業者と連携した排出指導体制づくりを図る。

⑤ 市民団体や民間事業者等が取組む資源化の支援

廃棄物を新たな資源として活用に取り組む市民団体や事業者を支援する。

⑥ 分別品目及び処理体制の統一に向けた検討

分別品目及び処理体制の統一を図れるよう、関係団体等との協議を行う。

⑦ 現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討

災害に強い処理体制、また処理廃棄物の更なる活用が図れるよう、新たな処理施設等の検討を行う。

(6) 具体的な取組

	前期 (H26～H30)	中期 (H31～H35)	後期 (H36～H40)
①市民が2Rに取り組むための意識啓発及び排出知識の周知			
■ 地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報	→		
■ 市民・事業者への啓発・働きかけの実施	→		
■ 家庭系廃棄物手数料の見直し	→		
②資源物を分別排出できる機会の提供			
■ 回収拠点整備計画の作成	→		
■ 古紙類の分別排出の推進	→		
■ 新たな分別区分の導入等の検討	→		
③事業者等が排出抑制に取り組むための仕組みづくり			
■ 事業所の3R意識の醸成	→		
■ 事業系廃棄物手数料の見直し	→		
④許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制			
■ 事業所排出情報の市への提供	→		
■ 許可事業者との連携による排出事業所指導	→		
■ 機密を含む古紙等処理の仕組みづくり	→		
■ 事業系廃棄物手数料の見直し(再掲)	→		
⑤市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援			
■ 新たな資源化に取り組む市民団体や事業者等の支援制度の検討	→		
■ 事業者の自主回収の場設置支援の検討	→		
⑥分別品目及び処理体制の統一に向けた検討			
■ 現行分別区分、内容の整理	→		
■ 本市処理体制の検討	→		
⑦現有施設の維持管理と新たな処理施設等の検討			
■ 現有施設の維持管理	→		
■ 新たな焼却施設の検討	→		
■ 最終処分場設置の検討	→		

(7) 進捗管理指標及び達成水準

この基本計画の確実な推進を図るため、進捗管理指標及び達成水準を設定する。なお、前期における重点取組としては、2Rの推進と、第1節第3項の組成における資源物についての分別排出の徹底に取り組むこととする。

○進捗管理指標及び達成水準

管理指標	考え方	算出方法・項目	平成 24 年度 実績値	平成 27 年度 現状値	平成 30 年度 達成水準
①啓発説明会の開催地区数	市による啓発活動の普及状況	開催地区数	12 地区	15 地区	48 地区
②燃やせるごみの水分率	家庭ごみ等の水切り状況の把握	水分率	48.2%	47.0%	45%
③家庭系排出物調査における資源物の混入率	分別意識の把握	燃やせるごみへの資源物混入率	32.4%	28.2%	27%
		燃やせないごみへの資源物混入率	42.0%	34.2%	35%
④資源物回収拠点の数	マテリアルリサイクル推進状況	回収拠点数	民間：9 か所 公共：1 か所	民間：5 か所 公共：6 か所	15 カ所
⑤資源物の総量と資源化率	マテリアルリサイクルの状況	資源物総量	14,586 トン	12,151 トン	17,000 トン
⑥廃棄物処理計画書作成事業所数	事業所の3R取組み状況の把握	計画書作成事業所数	14 事業所	14 事業所	30 事業所
⑦最終処分量	リデュース等取組み状況の把握	市最終処分量	8,933 トン	8,213 トン	8,000 トン

6. 一般廃棄物処理実施計画

1 実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 実施区域

実施区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市及び美山町の区域（以下「福井・美山区域」という。）、並びに越廼村及び清水町の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

3 計画（目標）処理量

（単位：トン）

家庭系 資源物	行政回収	プラスチック製容器包装	2,000
		缶	500
		びん	1,250
		ペットボトル	250
		ダンボール・紙製容器・紙パック	1,000
		その他資源物（乾電池、スプレー缶、蛍光灯、新聞紙、雑誌及び小型家電）	200
		家庭系資源物（行政回収） 小計【A】	5,200
中間処理後資源化物【B】		1,900	
集団資源回収（新聞紙、雑誌及び紙パック）【C】		5,800	
小計		12,900	
家庭系 廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		42,300
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		9,100
	小計【D】		51,400
事業系 廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ		29,050
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ		2,350
	小計【E】		31,400
合計 【A】 + 【C】 + 【D】 + 【E】		93,800	
1人1日あたりのごみ排出量 （【A】 + 【D】 + 【E】） ÷ 人口 ÷ 日数 （単位 グラム）		905	

- 4 発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】の推進に係る取組
- ア 市民が2R（発生抑制【リデュース】及び再使用【リユース】をいう。）に取り組むための意識啓発及び排出知識の周知
- (ア)地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報
- i 市職員、NPO、環境美化地区推進員等による学習会及び研修会の実施
 - ii 市政広報等による廃棄物の現状及び2R取組事例等の広報啓発
 - iii 学校と連携した児童・生徒・学生等を対象とした学習会の実施
 - iv 廃棄物減量等推進会議の開催
 - v 環境美化地区推進員を対象とした研修会の開催
- (イ)市民及び事業者への啓発及び働きかけの実施
- i 市民が簡単に出来る減量行動の周知
 - ii 食品廃棄物減量の周知（使いきり、食べきり、水きりの推進）
 - iii 消費者団体等と連携した、レジ袋無料配布中止の継続及び容器包装簡素化への事業者への働きかけの実施
 - iv リユース（リサイクル）ショップ情報の調査及び地図の作成
 - v 市民及び事業者のエコ活動（取組）の広報
- (ウ)家庭系廃棄物手数料の見直し
- 他市町村の家庭系廃棄物手数料についての調査
- イ 資源物を分別排出できる機会の提供
- (ア)回収拠点整備計画の作成
- i 回収拠点のあり方の検討
 - ii わけるば及び使用済小型電子機器等の回収拠点の設置
- (イ)古紙類の分別排出の推進
- i 集団資源回収及び店頭回収の広報及び啓発
 - ii 雑がみ分別回収の促進
 - iii 古紙類回収推進事業の実施
- (ウ)新たな分別区分の導入等の検討
- 古布及び古着の資源化に向けた検討
- ウ 事業者等が排出抑制に取り組むための仕組みづくり
- (ア)事業所の3R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】をいう。）意識の醸成
- i 多量排出事業所3R推進計画制度の推進（27年度結果及び27年度計画についての事業所ヒアリング）及び課題の検討
 - ii ふくい優エコ事業所（エコショップ・エコオフィス）の認定制度の推進
 - iii 資源化を行っている処理事業者の排出事業者への広報（周知）
 - iv 事業系ごみの家庭ごみ袋による排出の防止及び産業廃棄物の混入の防止の指導の強化
- (イ)事業系廃棄物手数料の見直し
- 他市町村の現状把握等、適正な手数料のあり方についての検討

- エ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制
 - (ア) 事業所排出情報の市への提供
 - 収集・運搬許可業者の取引先情報の市への報告
 - (イ) 許可事業者との連携による排出事業所指導
 - i クリーンセンターでの監視強化及び許可事業者との情報共有
 - ii クリーンセンターへの古紙類搬入制限に向けた情報収集
 - (ウ) 機密を含む古紙類資源化の仕組みづくり
 - i 他市町村の事例の調査
 - ii 機密書類の資源化可能業者の把握
 - iii 市役所内部の書類のクリーンセンターへの搬入禁止
- オ 市民団体、民間事業者等が取り組む資源化の支援
 - (ア) 新たな資源化に取り組む市民団体、事業者の支援制度の検討
 - 事業者を対象とした支援制度の調査
 - (イ) 事業者の自主回収の場の設置支援の検討
 - i 資源回収協力店制度の他市町村事例の把握
 - ii 市内自主回収の場の調査
- カ 分別品目及び処理体制の統一に向けた検討
 - (ア) 現行分別区分及び内容の整理
 - i 雑がみ回収の実施検討
 - ii びん類の区分方法の変更の検討
 - (イ) 本市処理体制の検討
 - 新たな処理施設及び最終処分場での本市の処理体制のあり方の検討
- キ 現有施設の維持管理及び新たな処理施設等の検討
 - (ア) 現有施設の維持管理
 - i クリーンセンターの維持管理
 - ii 収集資源センターの維持管理
 - iii 災害対応マニュアルの作成
 - (イ) 新たな処理施設の検討
 - 新クリーンセンターの建設にかかる基本的な考え方の作成
 - (ウ) 最終処分場の検討
 - 自区域内最終処分場構想の作成

5 分別排出の方法

分別排出の方法は、次のとおりとする。

種類		区域	方法
資源物	プラスチック製容器包装		福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年福井市規則第29号。以下「規則」という。）に定める指定袋を使用し、集積所に排出
	びん類		色別に分類し、集積所に設置される容器に排出
	缶類		透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
	ペットボトル		
	ダンボール・紙製容器		1メートル角までの大きさに折りたたみ紙ひもで十字に縛り、又は紙袋に入れ紙ひもで十字に縛り、集積所に排出
	紙パック		
	乾電池	福井	透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
		美山、越廼、清水	集積所に設置される容器に排出
	スプレー缶	福井・美山区域	中身を排出し穴をあけ、透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
越廼・清水区域		中身を排出し穴をあけ、集積所に設置される容器に排出	
蛍光灯		集積所に設置される容器に排出	
燃やせるごみ			
燃やせないごみ	福井・美山区域		規則に定める指定袋を使用し、集積所に排出
	越廼・清水区域		集積所に設置される容器に排出

6 収集・運搬その他の回収の計画

ア 家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬

家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。

種 類		区 域	収集方法	収集回数※	運搬先
資源物	プラスチック製容器包装		委託	週1回	民間事業者
	びん類			月1回	
	缶類		市・委託	月2回	
	ペットボトル		委託	月1回	広域圏（福井坂井地区 広域市町村圏事務組合 をいう。以下同じ。）
	ダンボール・紙製容器				
	紙パック				
	乾電池		委託	月2回	広域圏
	スプレー缶	福井・美山 区域			鯖江広域（鯖江広域衛 生施設組合をいう。以 下同じ。）
		越廼・清水 区域			
	蛍光灯	福井・美山 区域	年6回	広域圏	
越廼・清水 区域		月1回	鯖江広域		
燃やせるごみ		福井・美山 区域	市・委託	週2回	クリーンセンター（福 井市クリーンセンター をいう。以下同じ。）
		越廼・清水 区域			鯖江広域
燃やせないごみ		福井・美山 区域	委託	月2回	広域圏
		越廼・清水 区域			鯖江広域
燃やせる粗大ごみ		市	申込制	収集資源センター	
燃やせない粗大ごみ					
犬・猫等の死体		委託	クリーンセンター （一部、民間事業者）		

※一部の地域で、例外あり

イ 事業系廃棄物の収集・運搬

事業系廃棄物の収集・運搬の方法は次のとおりとする。ただし、おおむね1か月に250キログラム以下のごみを排出する事業者であって、ごみを排出しようとする集積所の管理者の許可を受けたものの事業系廃棄物については、アの家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法による。

種類	区域	収集の方法	運搬先
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	当該区域の当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者	クリーンセンター
	越廼・清水区域		鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域		広域圏
	越廼・清水区域		鯖江広域

ウ その他の回収

占有者等（福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年福井市条例第19号。以下「条例」という。）第17条に規定する占有者等をいう。）は、家庭系資源物及び廃棄物のうち、次の種類の資源物及び廃棄物を次の施設に持ち込むことができる。

種類	区域	持込先
資源物	プラスチック製容器包装	わけるば※1
	びん類	わけるば及び収集資源センター
	缶類	
	ペットボトル	
	新聞・チラシ・雑誌・雑紙	
	ダンボール・紙製容器	
	紙パック	
	小型家電	福井市役所本庁舎、美山総合支所、越廼総合支所、清水総合支所、収集資源センター及びクリーンセンター
	乾電池	わけるば及び収集資源センター
	スプレー缶	
蛍光灯		
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	クリーンセンター
	越廼・清水区域	鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	広域圏
	越廼・清水区域	鯖江広域
犬・猫等の死体		クリーンセンター

※1 福井環境事業株式会社二日市リサイクルセンター（二日市町19号8番地）及び株式会社増田喜（西開発4丁目621番地）をいう。

7 中間処理並びに再商品化及び最終処分計画

ごみ種類別の中間処理の方法、中間処理の主体、再商品化及び最終処分の方法並びに処理区域については、次のとおりとする。

種 類		中間処理		再商品化・最終処分		
		方 法	主 体	方 法	主 体	
資 源 物	プラスチック製容器包装		選別・圧縮・ 梱包（委託）	民間事業者	再商品化 （委託）	指定法人 ※2
	びん 類	青・黒	選別（委託）			
		白・茶・生きびん				
	缶類		選別・圧縮 （委託）		再商品化 （売却）	民間事業者
	ペットボトル		選別・圧縮・ 梱包（委託）			
	新聞・チラシ・雑誌・雑紙		圧縮・梱包 （委託）			
	ダンボール・紙製容器					
	紙パック					
	小型家電		選別・破砕 （委託）	再商品化 （委託）		
	乾電池		選別		広域圏	
スプレー缶	福井・美山区域	鯖江広域				
	越廼・清水区域	広域圏				
蛍光灯	福井・美山区域	鯖江広域				
	越廼・清水区域					
燃やせるごみ・ 燃やせる粗大ごみ	福井・美山 区域	焼却・破砕	クリーン センター	埋立て	民間事業者	
	越廼・清 水区域		鯖江広域		鯖江広域	
燃やせないご み・燃やせない 粗大ごみ	福井・美山区域	破砕・焼却	広域圏		広域圏	
	越廼・清水区域		鯖江広域		鯖江広域	
犬・猫等の死体		焼却	クリーンセン ター	埋立て	民間事業者	

※2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定により指定された法人をいう。

8 適正処理困難物等の処理

次の排出物については、市長の指示に従い、排出者の責任において自らが適正に処理する。

ア 条例第20条第1項の規定により市長が指定する適正処理困難物

(ア) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の特定家庭用機器

(イ) パーソナルコンピューター

(ウ) 自動車

(エ) 自動二輪車

(オ) 消火器

(カ) 金庫

(キ) コンクリートブロック、瓦、タイルその他がれき類

(ク) 建築廃材

(ケ) 鉛蓄電池及び二次電池

(コ) ガスボンベ（カートリッジ式を除く。）

(サ) ピアノ

(シ) 直径10センチメートル以上又は長さ2メートル以上の木くずその他の燃やせる粗大ごみ

イ 条例第22条第1項第7号に規定する市長が別に定める排出禁止物

アに掲げる適正処理困難物

9 許可業者による収集運搬計画

一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業の許可方針については、ごみの排出量等を勘案すると既存の許可業者の持つ能力で適正に処理できることから、現行の体制を維持する。ただし、特定家電、木くず等ごみの資源化が確実に実施される場合は、ごみの種類を限定して新規の許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可業者、許可区域及び限定項目については次のとおりとする。

（省略…47ページ収集運搬業許可業者一覧参照）

10 許可業者による処分計画

一般廃棄物（ごみ）処分業の許可方針については、現行の処理体制での処理を基本とするため新規の許可は行わない。ただし、ごみの資源化を目的とする場合又は適正処理困難物を処理する場合は、ごみの種類を限定して許可を行う。

処分業の許可業者、取扱う一般廃棄物の種類及び処理方式については次のとおりとする。

（省略…49ページ処分業許可業者一覧参照）

11 他市町村からの一般廃棄物（ごみ）の受け入れ

他市町村で発生した一般廃棄物（ごみ）を本市の一般廃棄物処理施設で処理する場合（ただし、他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。）には、本市は

他市町村と事前協議を行い、本市と他市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り、本市へのごみの搬入を認める。

収集運搬業者	処分業者・施設名	内容	市町村
福井環境事業(株)	福井環境事業(株) 有機センター	食品廃棄物（堆肥化）	坂井市・鯖江市

7. 清掃行政の歩み

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
明治 22年	4/1 市制施行 (4.43k m ² 、人口 39,863 人) 第二科衛生係として発足		
33年	「汚物掃除法」	明里焼却場建設	
34年	春・秋両季の大掃除開始		
35年	第二科汚物掃除係と改称 汚物掃除法に基づく清掃監視事務 開始 掃除監督長(助役兼掌) 1名 掃除監督 1名 掃除巡視 4名		公衆便所 48ヶ所
36年			公衆便所 50ヶ所 糞尿汲取掃除請負者 32名
37年			公衆便所 50ヶ所 (常人夫 2名)
38年		汚物塵芥採取焼却請負制度発足	
大正 6年	掃除監督長、技師兼掌に変更		
8年		乾徳埋立地使用開始 (2,000坪 昭和 28年 4月埋立完了)	
9年	掃除監督長、第二課長兼掌に変更	汚物埋立地 4ヶ所使用中	
12年	掃除監督長、衛生課長兼掌に変更		
13年		中野本山裏埋立地使用開始 (600坪 昭和 4年 8月埋立完了)	
昭和 8年		秋季大演習のため 8～11月、臨時ト ラック 1台増発	
9年		荷車 10台(人夫 10人)、馬車 4台 (人夫 8人)、トラック 1台(運転手 1人、 人夫 3人)、各 1日 5～6回収集。 1日平均 9,300貫収集 (内 3,000貫焼却、6,300貫埋立)	
12年		10月 上北野焼却場竣工 岩本式固定炉 公称 37.5t/日 実績 30t/日	
14年		自動車 4台=人夫 12人(日給 1円 35銭)、荷車 8台=人夫 8人(日給 1円 9銭～1円 25銭)、 河川掃除=人夫 3人(日給 1円 30銭)。 一般家庭の収集は 4区域に分け、5月～11月は 7日間に 1回、12月～3月は 10日間に 1回収 集。 区域一周を 6日以内に完了したときは残りを 有給休暇とした(例えば 6日で完了したとき	私設組合(し尿汲取組合)で収集。 普通自動車 1台(冬期間のみ使用) 小型自動車 4台 荷車 18台 汲取料金 4月～11月 1荷 12銭 12月～ 3月 1荷 15銭 降雪期 1荷 45銭～1円 汲取 8,000戸

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		は1日を有給休暇とする)。 自動車は請負制度で1日1台(運転手1人、人夫3人)16円。 市場等大量排出業者は毎日1回収集。	農家が汲取る 2,000戸 純農家 1,300戸
16年		5月 志比口埋立地使用開始 (200坪、昭和21年6月完了)	
17年		業者ごみ収集手数料(33件) 年額最高150円～最低3円 年額合計 723円 (寄付形式により納付)	汲取10,550戸(43,475人) 汲取料金 4～10月 1荷 20銭 11～3月 1荷 25銭 降雪期 1荷 1円20銭位 小型自動車 4台 荷車 23台
18年		2月 御幸町埋立地使用開始 (300坪、昭和23年5月完了) 福井日通から中古トラック1台寄贈。 戦時下でガソリンと人夫不足のため25の 連合町内会11区とし、11日間で1周。 各町内会を督励し、空地にゴミを集積さ せ自動車または馬車で収集したが、成 績はきわめて良好であった。 (それまで1週に15～20日を要した。)	
19年	4/1 福井市し尿取扱手数料条 例、同施行規則施行 汲取を4月1日より市営と し、業務を株式会社福井衛生 組合に委託 (し尿予算 51,745円)	収集車両 直営自動車 2台 請負馬車 6台 直営 人夫 定員11名を採用7名	条例による新料金 1樽(2斗5升)につき50銭以内 第1種券(白) 3月～11月 1樽につき10銭 第2種券(青) 12月～2月 1樽につき23銭 第3種券(赤) 臨時汲取 1樽につき40銭 汲取車両 小型自動車 6台 荷車 40台
20年	7/19 空襲により市街地の90% 焼失 (ごみ収集車2台とも焼失の ため、雑芥・厨芥・し尿とも 収集業務を一時中止)	戦災前 総世帯数 24,327世帯 収集世帯数 20,000世帯 戦災後 総世帯数 約10,000世帯 収集世帯数 約2,000世帯 掃除監督 定員1名 採用1名 掃除監督補定員 5名 採用3名 掃除人夫 定員11名 採用3名	公衆便所21カ所のうち、9箇所罹災
21年		7月 現順化小横の埋立地使用開 始 (800坪、昭和22年5月完了)	
22年		3月 有楽町埋立地使用開始 (100坪、昭和24年10月完了) 8月 小山谷埋立地使用開始 (200坪、昭和26年2月完了)	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
23年	6/28 福井大地震 上北野焼却炉全壊（10月再建） 明里焼却場倒壊（10月再建） （再建までの間は野天焼却）	1月 現高志高前の埋立地使用開始 （400坪、昭和25年4月完了） 地震後の火災のためごみ収集車3台のうち、2台焼失（1台はハギレヤ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事）	
24年		ごみ収集車4台購入	
25年	予算 4,186,600円	業態者厨芥毎日収集開始 （800戸、牛車4台） ごみ収集車両、自動車5台、牛車6台、手車8台、リカ-5台、（内自動車1台は危険物と大型ごみ収集） 3月 幾久町埋立地使用開始 （80坪、昭和26年3月完了）	4月 福井衛生社として汲取業務開始
26年	5月 上北野焼却場焼失 10月 再建	農村部落へ危険物投入容器（コンクリート製）10個設置	
28年	4/1 福井市塵芥処理条例 （条例第11号）施行	ごみ排出量1日約60ト 収集人口 98,815人 世帯 21,070世帯	
29年	汚物掃除法廃止 7/1 清掃法（法律第72号）施行 11/8 福井市清掃条例（条例第18号）、同施行規則（規則第22号）施行	3月 南江守埋立地使用開始 （4,000坪、昭和37年5月完了）	2月 合資会社福井衛生社と改称
30年	厨芥車を機械車化（2t車購入）		
31年		3月 河増町埋立地使用開始 （150坪、昭和34年6月完了） 4月 町屋松原病院裏埋立開始 （200坪、昭和34年1月完了）	6月 合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併合資会社福井衛生社とした。 6月 相互衛生社として汲取業務開始
32年	予算 17,741,200円 大型トラック（4t車）購入	専任職員10名、労務者42名（内、臨時19名） 他にごみ収集請負1名、労務者6名、ごみ焼却請負2名、労務者8名	7月 山一衛生社として汲取業務開始 12/27 境処理場（公共下水道終末処理場の汚泥処理施設）へし尿投入開始 投入料補助金制発足
33年	予算 19,448,100円	1日の作業量 収集 直営54t、請負9t 側溝・下水清掃 432kg 河川清掃 1,051kg 街路清掃 102kg	公衆便所 19カ所 し尿収集・運搬は許可制3社（福井、相互、山一） 3月 合資会社福井衛生社と福井清掃社が合併。有限会社 福井衛生社と改称

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		直営と請負で市中を8区に分け 自動車(4t…7台、1t…2台)、牛車6台、荷車10台(内厨芥収集6台、街路清掃4台)で収集	
34年	9/15 部制を実施。厚生部衛生課となる。	車両 自動車(4t…7台、1t…3台) 牛車6台、荷車7台、 作業員60名(監督、運転手を含む) ゴミ収集世帯・人口 直営 17,761世帯 78,214人 請負 6,095世帯 24,560人	・し尿汲取 22,000世帯 100,000人
35年	上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 11月 南江守センター焼却炉着工	専任職員16名、労務者51名、(内臨時10名) 他にごみ焼却請負者2名、労務者8名	
36年	5月 南江守センターを収集車両基地として使用開始 10/18 南江守センター竣工 三和動熱逆送式自動焼却炉(20t/8h×2) ・明里焼却場(15t/日)および牛車6台廃止	2月 寺前町埋立地使用開始 (100坪、昭和37年5月完了) 4/1 汚物(ごみ)取扱業の許可	
37年	11/1 機構改革で衛生課より分離、清掃課となる。 厚生部—本庁(庶務・業務) 清掃課—清掃センター(収集・焼却)	6月 灯明寺六方池埋立開始 (300坪、昭和38年4月完了) 6月 若杉町埋立地使用開始 (50坪、昭和39年1月完了)	公衆便所17ヶ所(女子清掃員1名で毎日清掃)
38年	4月 福井市清掃条例一部改正 10/1 衛生課と改称	3月 城之橋下町埋立開始 (200坪、昭和39年10月完了) 4/1 一般家庭のごみ収集手数料賦課開始	
39年		4/1 収集業務の一部を福井衛生社に委託 11月 上北野荒川廃川埋立開始 (4,000坪、昭和41年5月完了)	
40年	全職員数 1,673人 環境衛生課職員 89人 本庁 11人 清掃センター 78人	収集方法 混合で各戸収集 (中心街週2回、その他週1回、農村地区の一部で不燃物のみ月1回収集) 4月 渡団地埋立地使用開始 (300坪、昭和40年10月完了) 5月 足羽山埋立地使用開始 (500坪、昭和40年11月完了)	
41年		3月 今市江端川廃川埋立開始 (1,500坪、昭和42年4月完了)	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		<p>8/1 市街地区のテスト地区 5 か所(計 2,110 世帯)で袋入れステーション方式による週 1 回定曜日収集実施</p> <p>12 月 同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除</p>	
42 年	<p>4/1 清掃課と改称</p> <p>7/30 吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合(坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合)の事務局を清掃課内へ設置</p> <p>※九頭竜焼却場 昭和 39 年 12 月竣工 固定炉(10t/日×2 炉)</p>	<p>袋入れステーション方式実施のため各備えつけのコンクリート製ごみ箱の撤去開始(申込により 1 個 300 円で買上げ)</p> <p>4 月 袋入れステーション方式による第 2 回テスト(12,200 世帯)実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除</p> <p>6 月 大島町江端川廃川埋立開始(4,000 坪、昭和 44 年 11 月完了)</p> <p>8 月 第 2 回テスト地区のうち成績良好な地区(1,060 世帯)を対象とし、週 2 回定曜日収集実施</p> <p>9 月 第 3 回テスト(3,000 世帯)実施し、同時に手数料免除</p>	<p>許可 3 社(補助金 1,300,000 円)</p> <p>汲取世帯 24,000 世帯</p> <p>汲取手数料 (18 円につき)</p> <p>4~11 月 -15 円、</p> <p>12~3 月 -20 円</p> <p>5 月 川西衛生社として汲取業務開始 (営業範囲は清掃法による特別清掃区域外)</p>
43 年	<p>4 月 福井市清掃条例一部改正 第 23 回国民体育大会実施(夏・秋)</p> <p>11/1 清掃事務所と改称</p>	<p>4 月 全収集地区一斉(可燃物週 2 回、不燃物週 1 回)に袋入れステーション方式による定曜日収集実施。同時に一般家庭の収集手数料全廃 粗大ごみ有料化。</p> <p>5 月 東山埋立地使用開始</p> <p>7 月 夏季早朝収集実施(7/15~10/5)</p> <p>・コンクリート製ごみ箱を 8 月までに 1,500 個撤去。越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用</p>	<p>12/1 し尿汲取料金改定 18 円につき 28 円</p>
44 年	<p>3/24 「衛生安全都市」宣言</p>	<p>4 月 農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 350 所帯)</p> <p>7 月 特掃地域とその周辺の不燃物収集を 2 週 1 回から毎週 1 回に改善(可燃物は従来と同じく週 2 回)</p> <p>7 月 南江守センター焼却炉を 3 直制(24 時間稼働)とした。 ・夏季早朝収集実施(7/14~9/13)</p>	<p>7 月 川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
45年	11月 東山センター焼却炉起工式 12月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布	4月 農村地区の不燃物週 1回収集区域拡大(約800世帯) 6月 周辺団地の収集開始(約200世帯) 7月 夏季早朝収集実施(7/13~9/5) 9月 農村地区の可燃物週 1回収集区域拡大(約200世帯) 10月 周辺地区収集拡大(約100世帯) 農村地区の可燃物週 1回収集区域拡大(約70世帯)	
46年	9/1 足羽郡足羽町を合併 ・建設中の東山センター要員決定 清掃事務所— —本庁(庶務・業務) —南江守センター —東山センター 9月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	夏季早朝収集を本年度より中止 4月 川西・殿下・国見等の不燃物月 1回収集開始(約3,000世帯) 魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5月 周辺地区等の収集拡大(約2,000世帯) 9月 魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12月 足羽支所管内の不燃物月 1回収集開始(約3,000世帯)	4月 公衆便所清掃を福井衛生社に委託
47年	1/21 東山センター焼却炉試験焼却開始 3/31 東山センター焼却場完成(4月1日から正式稼働) 4/1 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1 機構改革により清掃事務所を1課2場とした。 清掃事務所— —業務課 —南江守センター —東山センター	南江守センター3直制廃止 1/20まで3直制 2/23まで2直制 2/24から1直制 4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する ・産廃告示(もえがら、紙くず、金属くず、ガラスくず) ・一廃の処理を要しない区域告示12町(川西11、殿下1) 4月 川西地区等の可燃性ごみの収集開始 12/11 東山センター焼却場2直制実施	4月 川西衛生社を許可業者に認可(許可業者数4社となる)
48年	3/31 上北野焼却場廃止 3月 福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工(栗本鉄工所50t/5h) 6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16 電気部品のPCB使用部品の業者による撤去開始	10/1 業態者厨芥収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした。 36㍲/日まで 月額1,500円 36㍲/日増すごとに 月額750円加算	4/1 し尿汲取料金改訂 18㍲につき36円(うち5円市補助) ・汲取料補助金制発足 11,000円 投入料補助3,000円 汲取料補助8,000円(18㍲につき5円補助)
49年	3月 福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工(タマ100t/8h) 10/1 九頭竜焼却場廃止	4月 委託地区の休日(祝日・振替休日)収集を廃止(直営地区では従来から休日収集を実施していない)	7/1 し尿汲取料金改定 18㍲につき45円(うち5円市補助)

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>・機構改革により厚生部廃止、生活環境部となる</p> <pre> 生活環境部 — 環境保全課 — 交通対策課 — 業務課 — 清掃事務所 — 南江守センター — 東山センター </pre>	<p>8月 福井坂井地区広域圏笹岡清掃センターへ搬入開始</p> <p>可燃物(森田・川西・河合地区) 不燃物及び粗大ごみ(全市域)</p> <p>・広域圏搬入手数料 可燃物 1t までごとに 200 円 不燃物・粗大ごみ 1t までごとに 300 円</p>	
50年	10/1 福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定の一部改正	<p>4/1 一廃とあわせて処理する産廃告示(紙くず、金属くず)</p> <p>・一廃の処理を要しない区域告示 10 町(川西 9・殿下 1)</p> <p>4月 南江守センターに「不法投棄処理班」を編成し、パトロールと処理を実施(処理の一部は福井衛生社に委託)</p> <p>8/1 矢部商店に許可(魚腸骨の収集運搬)</p>	
51年	3/31 九頭竜環境衛生施設組合(福井市、丸岡市、春江町)解散	<p>4月 祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績(土曜日が祝日の場合は月曜日に収集)</p>	<p>6月 有限会社川西衛生社と改称</p> <p>7/1 し尿汲取料金改定 18 円につき 50 円(うち 5 円市補助)</p>
52年	<p>4/1 あき地等の清潔保持に関する条例施行</p> <p>7/3 休日等の犬・猫死体収集開始(収集は福井衛生社に委託)</p>	<p>4/1 厨芥収集許可手数料改訂 36 円/日まで月額 2,000 円 36 円/日増すごとに月額 1,000 円加算</p> <p>・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物・粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円</p>	<p>・公衆便所 56 ヵ所 水洗式 30 ヵ所 汲取式 26 ヵ所 清掃は福井衛生社に委託(汲取は従来から 4 社に委託)</p>
53年		<p>5/15 新規委託(中央 1・2 丁目、大手 2 丁目の一部を福井衛生社へ委託)</p> <p>6/1 収集車の後部ステップ撤去</p>	<p>・し尿汲取特別料金許可(冬季割増料金：1/1～3/31) 18 円につき 55 円</p> <p>10/1 し尿汲取料金改定 18 円につき 70 円(うち 10 円市補助)</p>
54年		<p>4/1 一般の処理を要しない区域告示(川西地区 9 町)</p> <p>・西藤島地区(海老助町ほか 7 町)の可燃物を週 2 回に増加(これにより委託地区は全区週 3 回になった。)</p> <p>7/1 東郷地区(4 町)、大安寺地区(全町)の可燃物を週 2 回に増加</p>	<p>・し尿汲取特別料金許可(冬季割増料金：1/1～3/31) 18 円につき 80 円(うち 10 円市補助)</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
55年	<p>4月 東山センターに古畳切断機を設置</p> <p>5月 一般家庭の古タイヤ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始</p> <p>9/18 空き缶、空き瓶収集のモデル事業実施 (日之出地区で毎月第3木曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル収集のモデル事業実施 委託事業者が収集を行う。積雪期は休止)</p> <p>11/1 南江守センター管理棟使用開始(鉄骨建 632 m²)</p>	<p>4月 一廃許可業者の可燃物の搬入手数を徴収</p> <p>6月 広域圏破碎機を毎月第1・第3土曜日停止(搬入も停止)</p> <p>10/1 足羽支所(全区)と川西支部(一部)等の可燃物を週2回に増加。同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週1回収集を実施</p>	<p>・し尿汲取特別料金(冬期料金)は昨年と同じ。</p> <p>10/1 し尿汲取料金改定 18円につき90円 (うち15円市補助)</p>
56年	<p>5/8 南江守センター焼却炉焼却停止稼働焼却施設は東山センターと広域圏センターの2カ所</p> <p>8月 南江守センター焼却炉煙突撤去</p> <p>10/20 宝永地区で毎月第3火曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル実施(積雪期は休止)、廃品回収業者が収集</p> <p>12/12 南江守センターに貯蔵庫建設</p>	<p>1/1 厨芥週収集許可手数料改訂 36円/日まで月額2,600円 36円/日増すごとに月額1,300円加算</p> <p>5/11 東山センター焼却作業3班2直制で実施。平日18時間(土曜日9時間)</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18円につき105円 (うち15円市補助)</p>
57年	<p>1月 年始の清掃業務を4日から開始(昨年までは5日から)</p> <p>6/14~17 「ごみの中からこんなもの展」開催 (於: 市民ホール)</p> <p>7月 南江守センターにカレット・ガラスのストックヤード建設</p> <p>8月 直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始 第1月曜日(杉の木台一帯) 第2月曜日(運動公園一帯) 第3水曜日(橋南足羽地区)</p> <p>9月 南江守焼却炉解体</p>	<p>2月 広域圏破碎機改良工事竣工(アルミ選別機、焼却場への可燃ごみ直送コンベア)</p> <p>・散乱あき缶等調査 [国道・市道3地区で調査(1・2回とも同じ場所)] 第1回: 6/9、第2回: 9/22</p> <p>9月 環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか21日に「ポイ捨て防止」ポスター入りポケットティッシュペーパーを街頭、ガソリンスタンド、駐車場で配布</p> <p>10月 川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週1回地区を週2回に増加 (これに伴いこの地区に限り祝日等休日分の翌日振替収集業務を中止)</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		他地区は翌日振替収集を継続 11月 鷹巣等の可燃ごみ週1回収 集開始(従来は不燃性ごみの 収集)	
58年	4/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例第10条(一般 廃棄物処理手数料)の一部を 改正 4/15 南江守センター敷地買収 取得価格 402,143,706円 (それまでは借地) 6/13~15 「ごみの中からこんなもの展」開 催 (於:市民ホール)	6月 散乱あき缶等調査(昨年の3 ヶ所の外に4ヶ所) 9月 環境衛生週間行事として昨 年と同じく散乱あき缶等調査 と、ポケットティッシュペーパー配布	10/1 し尿汲取料金改定 ・し尿汲取料金 18%につき105円 (うち15円市補助)
59年	3月 空きびん収集手法の改善 空きびんを4色(白・青・茶・黒) に分けて収集を開始。 なお、リサイクル日(空き瓶収 集日)にはその他の不燃ごみは 収集しないこととする。 4月 生ごみ処理容器設置事業補 助金の創設(1個2,000円) 10/24~26 全都清(秋季)評議員会開催 12月 有価物回収還元金交付要綱 の制定	7月 東山センター焼却炉の排ガ ス処理施設備改良工事完成 8月 小・中学校を拠点として「廃 乾電池類」を収集するための 「回収容器」を配布 10月 2ヶ月に1回定期収集 (「回収容器」が満杯になった ときは随時収集。)	・し尿汲取料金等改定 ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18%につき120円 (うち15円市補助) 4/1 し尿投入処理料金改定 (180%につき25円) (旧料金180%につき15円)
60年	4月 ごみ収集業務の民間委託拡 大 4月 リサイクル開始(みのり地 区) 6/10~12 「ごみの中からこんなもの展」 開催 8/1 清掃事務所労働安全衛生委 員会設置規定の全部改正	3月 埋め立て地環境整備 4/1 東山センター焼却場3直制 実施 6・9月 散乱あき缶等の実態調査 7月 保育園に廃乾電池回収容器 配布	10/1 浄化槽法の制定に伴い、福 井市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例の条文の整備
61年	3/1 新ごみ焼却場建設のため環 境アセスメント調査開始 3月 新炉基本計画策定 4月 リサイクル開始(商工、京福、 新種池、希望ヶ丘、社北地区) 6/9~11 「ごみの中からこんなもの展」 開催	3/10 東山センター電気集塵機完 成 6/9 散乱空き缶等の実態調査	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	9/16 新炉建設に伴う岡保地区との協議事項合意に達す		
62年	2/29 環境アセスメント調査完了 4/1 福井市廃棄物の処理に関する条例(一般廃棄物処理手数料)の一部改正 クリーンセンター建設事務所開設 6/24 福井市クリーンセンター起工 9/24 「くうかん鳥」設置 フェニックスプラザ・イベント広場に3基設置	2月 ごみ収集基本方針(5分別収集)確立 3月 東山センター4号炉改造工事完了 5/26 焼却灰、中竜鉦山廃坑へ再搬開始 7/5 分別収集用全戸配布用リーフレット作成 7/23 東藤島地区 995世帯及び中藤島地区 3町内 103世帯で5分別収集開始 8月 煙突補修工事 10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区 4,337世帯で、「5分別収集」開始	
63年	6/13～15 「ごみの中からこんなもの展」開催 7/8 福井市ごみ対策地区推進員 186名を委嘱 8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 9/30 スプレー缶穴あけ器具を市内全世帯に配布(約80,000本) 4月、10月 くうかん鳥抽選会 じん肺健康診断実施	3月末日、東山センター3号炉改造工事完了 4/1 順化・照手・光陽・豊岡の各地区 3,800世帯で「5分別収集」開始 4/8 田原・春山・花月・乾徳の各地区 3,875世帯で「5分別収集」開始 8/4 川西・東郷(一部)の各地区 2,800世帯で「5分別収集」開始 8/18 大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明(一部)の各地区 2,868世帯で「5分別収集」開始 12/18 焼却炉補修工事完了 12/19 大宮・文京の各地区 4,377世帯で「5分別収集開始」 12/24 北陸精巧舎、宮下ビル管理、(株)クリーンマスターを許可者に認可(ごみ許可業者数6社)	
平成元年	4/1 消費税の導入に伴う福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条(一般廃棄物処理手数料等)の一部改正 ・福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱(194名)	4/3 麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区 1,833世帯で「5分別収集」開始 4/10 一乗・上文殊・文殊・六条・東郷(残)の各地区 2,357世帯で「5分別収集」開始	4/1 し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18円につき120円(うち15円市補助) ・冬季割増料金(1/1～3/31) 18円につき135円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>4/10 観光地の公衆トイレ(汲取式)15カ所定期清掃開始</p> <p>4/17 公園施設の公衆トイレ(汲取式)9カ所及び公園施設の公衆トイレ(汲取式)49カ所定期清掃開始</p> <p>5/11 ごみ対策地区推進員研修会の開催</p> <p>5/13 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会設置</p> <p>6/5～7 「ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>8月 「東山センターごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出</p> <p>10/13～17 市制100周年記念事業 「100暮らしと健康展」にごみコーナー設置 ステーション看板配布</p> <p>4月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>4/24 西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮1～5丁目・町屋1～3丁目・大願寺1～3丁目の各地区5,192世帯で「5分別収集」開始</p> <p>5月 煙突補修工事</p> <p>6月 散乱あき缶等調査</p> <p>8/2 社南地区1,600世帯で「5分別収集」開始</p> <p>8/9 明新地区2,400世帯松本地区300世帯で5分別収集開始</p> <p>8/16 社北地区1,800世帯、東安居地区900世帯で5分別収集開始</p> <p>9月 散乱あき缶等調査</p> <p>11月 直営定期収集体制(14班→15班に)</p>	(うち15円市補助)
2年	<p>3/26 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会「福井市クリーンセンターの焼却灰を中竜鉦山採掘跡空洞で処分することに関する環境アセスメント調査報告書」提出</p> <p>6/4～6 「第9回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>4/1 直営定期収集体制(15班→16班に) 資源ごみの容器配布 直営リサイクル地区の収集</p> <p>8月 全地区5分別収集完了</p> <p>空きびん・空き缶の分別収集開始</p> <p>医療廃棄物処理フロー作成</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10/1 直営定期収集体制(16班→18班に)</p> <p>3/31 東山埋立地使用停止</p>	<p>3月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出</p> <p>・「福井市境浄化センターし尿投入所精密機能検査報告書」提出</p> <p>4/1 合併処理浄化槽設置費補助制度の施行</p>
3年	<p>4/1 東山センター廃止 未収集地区解除 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(法の改正)</p> <p>4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱(第2期:200名)</p> <p>6/3～4 「第10回ごみの中からこんなもの</p>	<p>4/1 クリーンセンター稼働</p> <p>炉形式:全連続燃焼式流動床炉 処理能力:345t/日(115t/24h×3炉)</p> <p>・古紙等回収奨励金制度開始</p> <p>5/1 指定ごみ袋モデル実験事業 啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10/1 直営定期収集体制</p>	4/1 許可業者2社になる 福井環境事業(株)(株)相互環境公社

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	の展」開催 6月、10月 「くうかん鳥抽選会」 の開催	(18班→20班に) 12/6 空き缶処理施設着工	
4年	6/1～2 「第11回ごみの中からこんなもの展」開催 6月、10月 「くうかん鳥抽選会」 の開催	4/1 資源ごみの定期収集開始 ・資源ごみ及び特殊ごみの収集 日を水曜日とする(水・土地 区の廃止) あきびん月1回(委託収集) あき缶 月2回(直営収集) ・祝・休日の振替収集の廃止 ・金属が逆有償化になる ・空き缶選別処理棟の完成、稼 働 6月、9月 散乱あき缶等実態調査	4/1 し尿汲取料金等改定 ・し尿汲取料金 18円につき135円 (うち20円市補助) ・冬季割増料金(1/1～3/31) 18円につき15円
5年	4/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の全部改正 6/14～15 「第12回ごみの中からこんなもの展」開催 6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の 開催	6/1 粗大ごみ手数料改定 6月、9月 散乱あき缶等実態調査	2/1 新し尿投入所建設着工
6年	4/19 福井市環境美化地区推進員 委嘱(第3期:200名) 4/30 くうかん鳥(空き缶回収)廃 止 6/13～14 「第13回ごみの中からこんなもの展」開催 6/15 「くうかん鳥抽選会」(最終) 7/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一部改正 (廃棄物の減量等推進会議の 設置) 9/27～28 「第14回ごみの中からこんなもの展」開催 10/1 機構改革により生活環境部 改め市民生活部環境事務所と なる (環境対策課、清掃清美課、収集資 源センター、クリーンセンター) 10/7 福井市廃棄物減量等推進会 議委員委嘱(17名)	2/22 粗大ごみ処理庫完成 6月、9月 散乱あき缶等実態調査 11/10 空き缶破袋機完成	4/1 境浄化センターし尿投入所稼働 処理量 170k1/日

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
7年	<p>4/1 有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設（1個 2,000円）</p> <p>6/12～13 「第15回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/17～18 「第16回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>12/25 「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出</p>	<p>5/18 直営定期収集体制（20班→18班に）</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10月 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成</p> <p>12月 毎月第2日曜日の粗大ごみの搬入開始（収集資源センター・クリーンセンター）・フロン回収</p>	
8年	<p>6/10～11 「第17回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正（指定袋、手数料等）</p> <p>10/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則全部改正（指定袋、粗大ごみ手数料等）</p> <p>10/7～8 「第18回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>11/1 福井市指定ごみ袋制度開始</p> <p>12/25 福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条制定</p>	<p>1月 毎月第2日曜日の粗大ごみ搬入開始（福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター）</p> <p>9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取料金 18ℓにつき150円（うち20円市補助） ・冬季割増料金（1/1～3/31） 18ℓにつき15円
9年	<p>4/1 福井市指定ごみ袋制度完全実施</p> <p>4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱（第4期：200名）</p> <p>6/17～18 「第19回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行（チラシ・携帯用灰皿街頭配布）</p> <p>10/6～7 「第20回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>*「ごみ処理基本計画」策定</p>	<p>1/1 粗大ごみ手数料改定</p> <p>9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10月 ペットボトル資源回収モデル事業開始（一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区）</p> <p>12/10 収集資源センター管理棟増築工事完成</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
10年	6/8～10 「第21回ごみの中からこんなもの展」開催 10/31 生ごみ処理容器設置事業補助金制度の廃止	9月 散乱あき缶等実態調査 10/1 ポイ捨て・ふん害防止条例施行1周年記念行事(重点区域内現場踏査) ・ペットボトル資源回収を市全域で実施	4/1 し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正
11年	6/21～22 「第22回ごみの中からこんなもの展」開催 9/21 電気式生ごみ処理機補助制度施行(4月1日以降購入から対象)	4月 直営定期収集体制(18班→15班) ・クリーンセンターのダイオキシン対策工事始まる。 9月 散乱あき缶等実態調査	
12年	4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱(第5期:200名) 6/9・12 「第23回ごみの中からこんなもの展」開催	9月 散乱あき缶等実態調査	
13年	4/1 家電リサイクル法の施行(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を収集・処理対象外とする)	9月 散乱あき缶等実態調査 10月 新分別収集モデル事業開始 段ボール・その他紙製容器及び白色食品トレイ(プラスチック製容器包装)を資源として収集を開始する(宝永・河合・東郷の3地区)	6月 設置基準等の見直しにより、市の汚水処理構想の見直し(基本計画)に着手(早期の汚水処理率100%をめざす)
14年	4/1 環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置 11/20 福井市廃棄物減量等推進会議「新分別の報告」	10月 直営定期収集体制の再構築(15班→13班に)	
15年	4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱(第6期:200名) ・非電気式生ごみ処理機補助制度施行 6月「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成 7月 リサイクル戦隊「ワケルンジャー」、円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動 9月「福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン(行動計画)素案」まとまる	3月 クリーンセンターダイオキシン対策工事完了 4月 全市一斉に、新分別収集開始(プラスチック製容器包装、ダンボール・紙製容器分別収集) これらのごみの分別収集実施により、ごみ総量にて4,260トン減少した。(14年度比) 空き缶、ペットボトルの中間処理を民間に委託 10月 新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始	4月 し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
16年	<p>3/31 電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止</p> <p>4月 動物の死体処理の民間委託 ・福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催</p> <p>7/18 福井豪雨</p> <p>10月 台風23号に伴う水害被災自治体の支援を実施 宮津市(10/28)、豊岡市(10/29) 舞鶴市(10/30~10/31)</p>	<p>4月 家電リサイクル法の改正 (冷凍庫を収集・処理対象外とする) ・資源有効利用促進法の施行により、廃パソコンを収集・処理対象外とする ・家庭用指定袋で、3色化試行開始</p> <p>5月 資源回収拠点モデル事業開始 ・小売店にプラスチック製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ・プラスチック製容器包装を市が収集する ・モデル事業はハーツ羽水店</p>	
17年	<p>8/15・16 リサイクル戦隊「ワケルンジャー」 愛・地球博に出動</p>	<p>3/31 中竜鉦山廃坑への搬入終了 (総搬入量 136,000m³)</p> <p>4月 直営定期収集体制の再整備 (13班→11班に) ・空き缶収集業務の一部委託 ・収集資源センターでの燃やせる粗大ごみの受入を開始 資源回収拠点事業開始 (ハーツ羽水店、Aコープやしろ店、Aコープ堀の宮店) 焼却灰、勝山市処分場に搬入 (~17/12)</p>	
18年	<p>2/1 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併</p> <p>3/31 生ごみ処理機(非電気式)購入費補助制度廃止</p> <p>4/18 福井市環境美化地区推進員委嘱(第7期:224名)</p>	<p>1月 焼却灰、民間処分場(草津町)へ搬出</p> <p>4月 直営定期収集体制の再整備 (11班→10班に)</p>	<p>2/1 し尿投入所 旧美山町の収集汚泥受入開始 し尿収集運搬手数料改定 18リットルまでごとに168円 (20円補助金廃止) し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 18リットルまでごとに26.25円</p>
19年	<p>3/31、4/1 能登半島地震に伴う被災自治体への災害応援出動(穴水町・輪島市)職員19名 8/6~11 10/9~20 新潟県中越沖地震に伴う被災自治体への災害応援出動(柏崎市)職員 延べ43名</p>	<p>2月 ハニー麻生津店にて資源回収拠点事業開始</p> <p>3月 アルプラザベル店にて資源回収拠点事業開始</p> <p>4月 美山・越廼・清水区域においてプラ容器包装の分別収集を開始</p> <p>7月 美山・清水区域において段ボール・紙製容器の分別収集を開始</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		(越廼区域は、段ボールは合併以前より分別収集している)	
20年	3月 リサイクル推進啓発用ビデオ制作(リサイクル戦隊 ワケルンジャー リターンズ) 「クリーンセンター精密機能検査」の実施	4月 紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器の分別収集開始 7月 ハーツ学園店にて資源回収拠点事業開始	3/31 丹生衛生管理組合解散 4/1 旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合し尿投入所 旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始
21年	3月 「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第8期:163名) 5月 収集資源センターにて環境学習会開始 12月 「循環型社会形成推進地域計画」策定	4/1 プラスチック製容器包装の品目拡大、出し方緩和 隔週収集から毎週収集へ 4/1 美山区域の可燃ごみについてクリーンセンターへ搬入を開始 4/1 家電リサイクルの対象品の追加(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)	
22年	3月 「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 12月 「循環型社会形成推進地域計画」変更	3月 くみあいマーケット東郷店にて資源回収拠点事業開始 7月 蛍光灯の分別収集開始 10/15 ポイ捨て防止啓発街頭活動 12月 福井市クリーンセンター長寿命化計画策定	
23年	8月 不法投棄防止監視カメラ及び看板設置 9/16~18 台風12号に伴う被災被災自治体への災害応援出動(和歌山県那智勝浦町)職員6名 10/19 東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用2tトラックを譲与	4月 ライターの出し方変更(不燃の日に別袋にして出す) 4月 収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
24年	<p>3/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大 (52.8ha→73.3ha)</p> <p>4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第9期:171名) ごみステーション設置補助制度創設</p>	<p>2/29 ポイ捨て防止啓発街頭活動</p> <p>3月 クリーンセンター大規模改修工事開始</p> <p>3/27 ポイ捨て防止啓発街頭活動</p> <p>4月 収集資源センターにて小型家電等回収ボックス設置</p> <p>12月 ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 ふくい ㊦エコ事業所募集開始</p>	
25年		<p>3月 資源物回収拠点「わかるば」開設 (株)増田喜福井営業所、福井環境事業(株)二日市リサイクルセンター)</p> <p>4月 事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所 3R推進制度の試行開始</p> <p>5月 事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始</p> <p>10月 市役所本館、クリーンセンターに使用済み小型家電回収ボックスを設置</p>	
26年	<p>2月 「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を改訂し、「福井市資源物及び廃棄物(ごみ)処理基本計画」として名称を変更</p>	<p>3月 クリーンセンター、ごみ発電の余剰電力を試験的に売電開始</p> <p>3/25 ポイ捨て防止街頭啓発</p> <p>4月 ハーツ学園店及び羽水店における資源回収拠点事業を休止</p> <p>4月 びん(青びん・黒びん)容リ協再商品化委託開始</p> <p>6月 美山・越廼・清水総合支所において、使用済み小型家電の回収を開始</p> <p>11/14 ポイ捨て防止街頭啓発</p>	
27年	<p>4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第10期:169名)</p> <p>4/1 「地域リサイクル推進美化協力金」制度を「地域清掃美化推進協力金」制度に改正</p>	<p>3/17 ポイ捨て防止街頭啓発</p> <p>3/31 小売店におけるプラスチック製容器包装の資源回収拠点事業の終了</p> <p>4月 収集資源センターにて粗大ごみの硬質プラスチック資源</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		<p>化開始</p> <p>6月 古紙等集団資源回収の品目に雑がみを追加</p> <p>6/30 クリーンセンター、ごみ発電の余剰電力売電量を増加</p> <p>7月 ハーツ羽水店、学園店及び志比口店において、使用済み小型家電の回収を開始</p> <p>10/1 ふくい ㊦エコ事業所認定制度一部見直し（エコショップ・エコオフィス認定事業所12事業所→25事業所）</p> <p>10/4 ポイ捨て防止街頭啓発</p>	

環境事務所

所在地・電話番号一覧

部 署	電話番号	F A X 番号	郵便番号	所 在 地
	市外局番 (0776)			
環境事務所長 (環境課 内)	20-5398	—	910-8511	福井市大手3丁目10-1
清掃清美課	20-5377	20-5754	〃	〃
収集資源センター	35-0052	35-0813	918-8032	福井市南江守町2-1
クリーンセンター	53-8999	54-6010	918-8215	福井市寮町50-41

平成 29 年 1 月発行

清 掃 事 業 概 要 (本 編)

発行 福井市市民生活部 環境事務所 清掃清美課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

TEL (0776) 20-5377

FAX (0776) 20-5754

この本の本文用紙は再生紙を使用しています。